

令和5年3月1日

令和5年第1回美浦村議会定例会議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

議案第 1 号	美浦村教育委員会教育長の任命について
議案第 2 号	美浦村教育委員会委員の任命について
議案第 3 号	美浦村教育委員会委員の任命について
議案第 4 号	村道路線の廃止について
議案第 5 号	村道路線の認定について
議案第 6 号	美浦村個人情報保護法施行条例
議案第 7 号	美浦村情報公開等審査会条例及び美浦村債権管理条例の一部を改正する条例
議案第 8 号	美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例
議案第 9 号	美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の全部を改正する条例
議案第 10 号	美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
議案第 11 号	美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第 12 号	美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 13 号	美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第 14 号	美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第 15 号	美浦村ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例
議案第 16 号	公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）
議案第 17 号	令和 4 年度美浦村一般会計補正予算（第 8 号）
議案第 18 号	令和 4 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 19 号	令和 4 年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 20 号	令和 4 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 21 号	令和 4 年度美浦村水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 22 号	令和 4 年度美浦村下水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 23 号	令和 5 年度美浦村一般会計予算
議案第 24 号	令和 5 年度美浦村国民健康保険特別会計予算
議案第 25 号	令和 5 年度美浦村介護保険特別会計予算
議案第 26 号	令和 5 年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
議案第 27 号	令和 5 年度美浦村水道事業会計予算
議案第 28 号	令和 5 年度美浦村下水道事業会計予算
議案第 29 号	令和 5 年度美浦村電気事業会計予算

議案第1号

美浦村教育委員会教育長の任命について

下記の者を教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月1日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 ○○○○○

氏 名 山 崎 満 男
○○○○年○○月○○日生

議案第2号

美浦村教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月1日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 ○○○○○

氏 名 田 組 順 和
○○○○年○○月○○日生

議案第3号

美浦村教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月1日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所 ○○○○○

氏 名 小 松 正 樹
○○○○年○○月○○日生

議案第 4 号

村道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、美浦村道路線を下記のとおり廃止する。

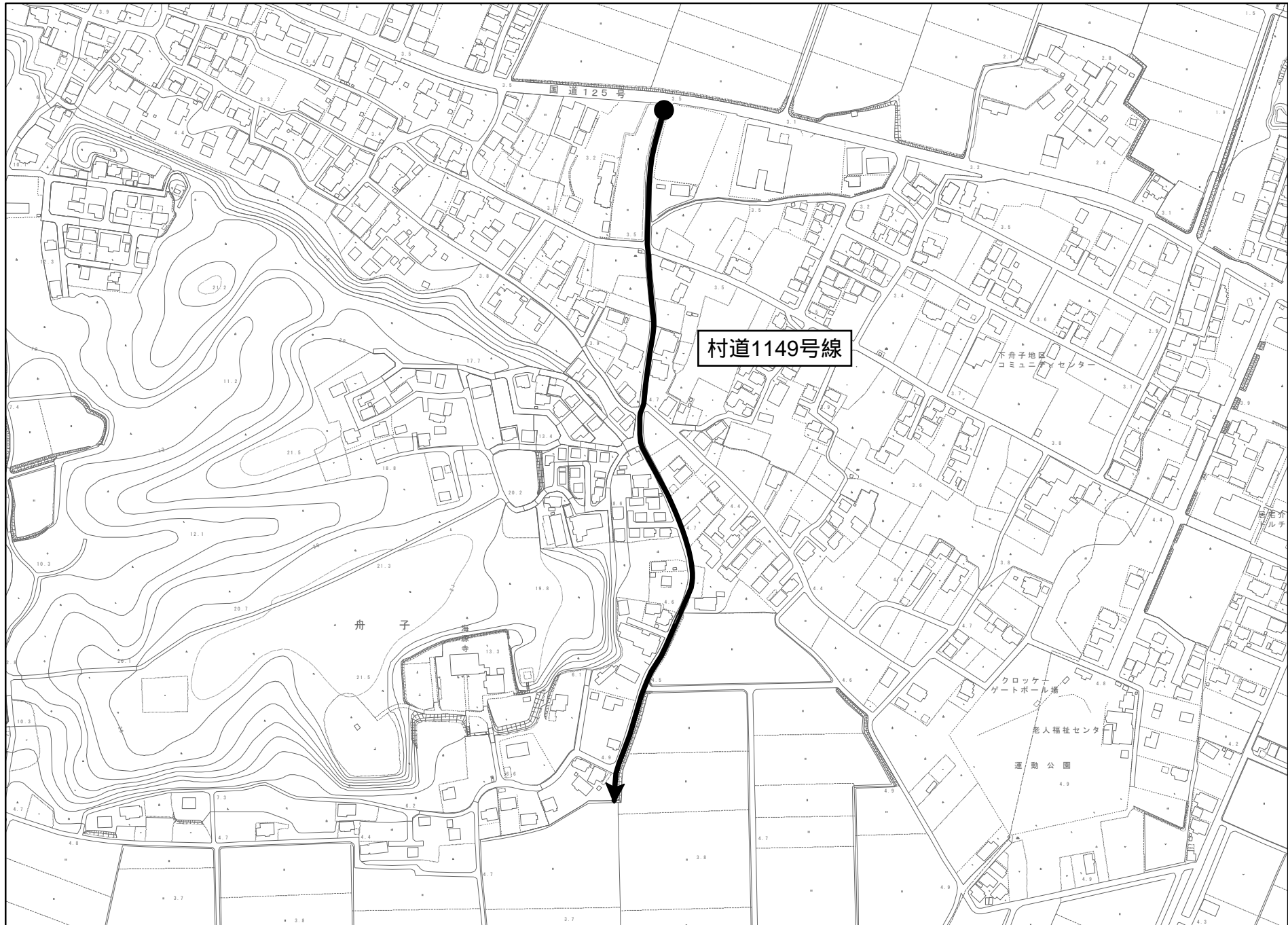
令和 5 年 3 月 1 日提出

美浦村長 中 島 栄

村道路線の廃止

道路種別	路線名	起 点 終 点	延 長 (m)	敷地幅員 (m)
3	村道 1 1 4 9 号線	大字舟子 1998 地先 大字舟子 240 地先	568.8	2.70~7.20

廃止路線位置図



議案第 5 号

村道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、美浦村道路線を下記のとおり認定する。

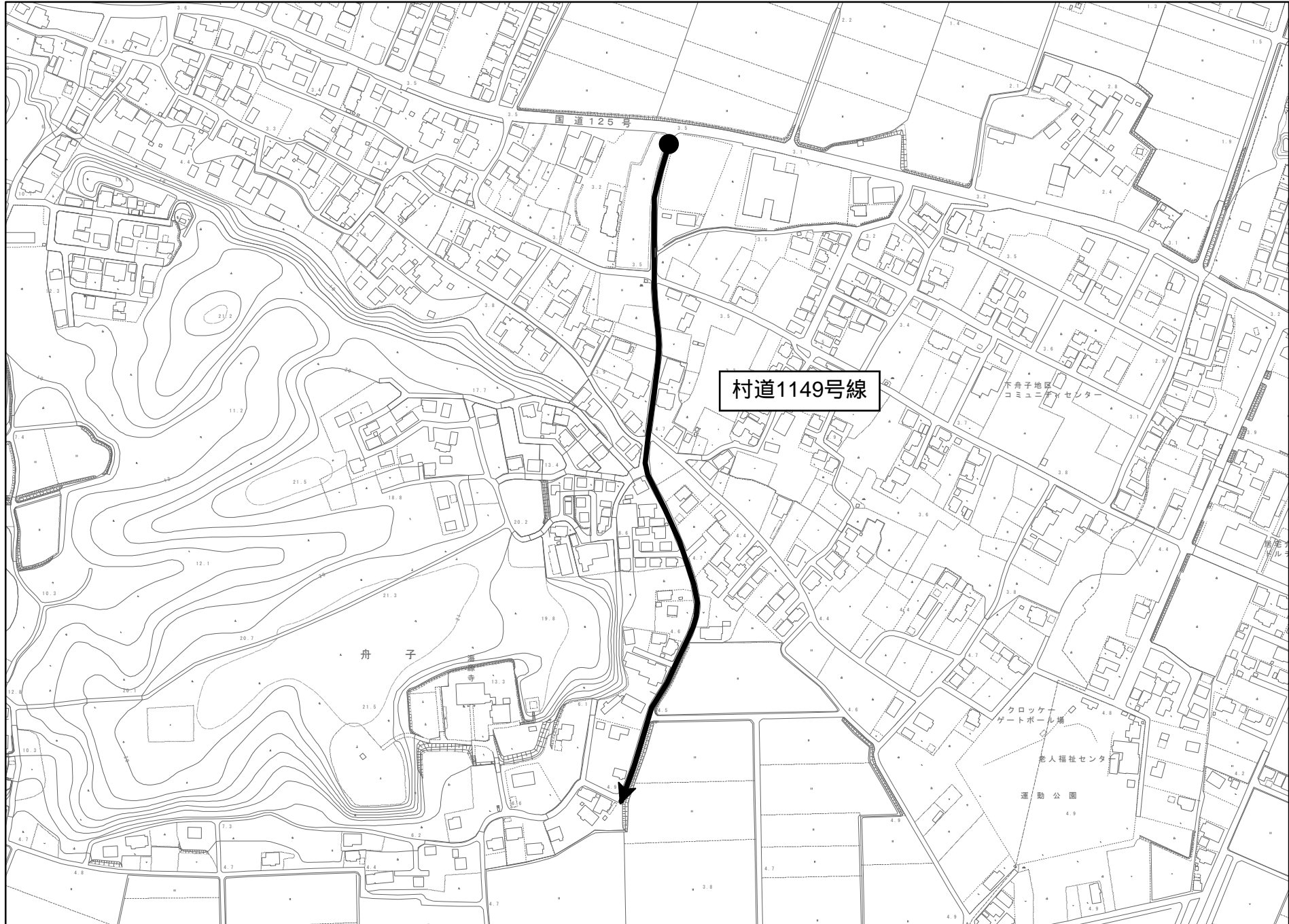
令和 5 年 3 月 1 日提出

美浦村長 中 島 栄

村道路線の認定

道路種別	路線名	起 点 終 点	延 長 (m)	敷地幅員 (m)
3	村道 1 1 4 9 号線	大字舟子 1998 地先 大字舟子 4054 地先	546.6	3.80~7.20
3	村道 1 9 7 9 号線	大字土屋 1979-592 地先 大字土屋 1979-595 地先	16.6	6.00
3	村道 2 9 7 4 号線	大字木原 3282-1 地先 大字木原 520-5 地先	485.9	3.80~8.95

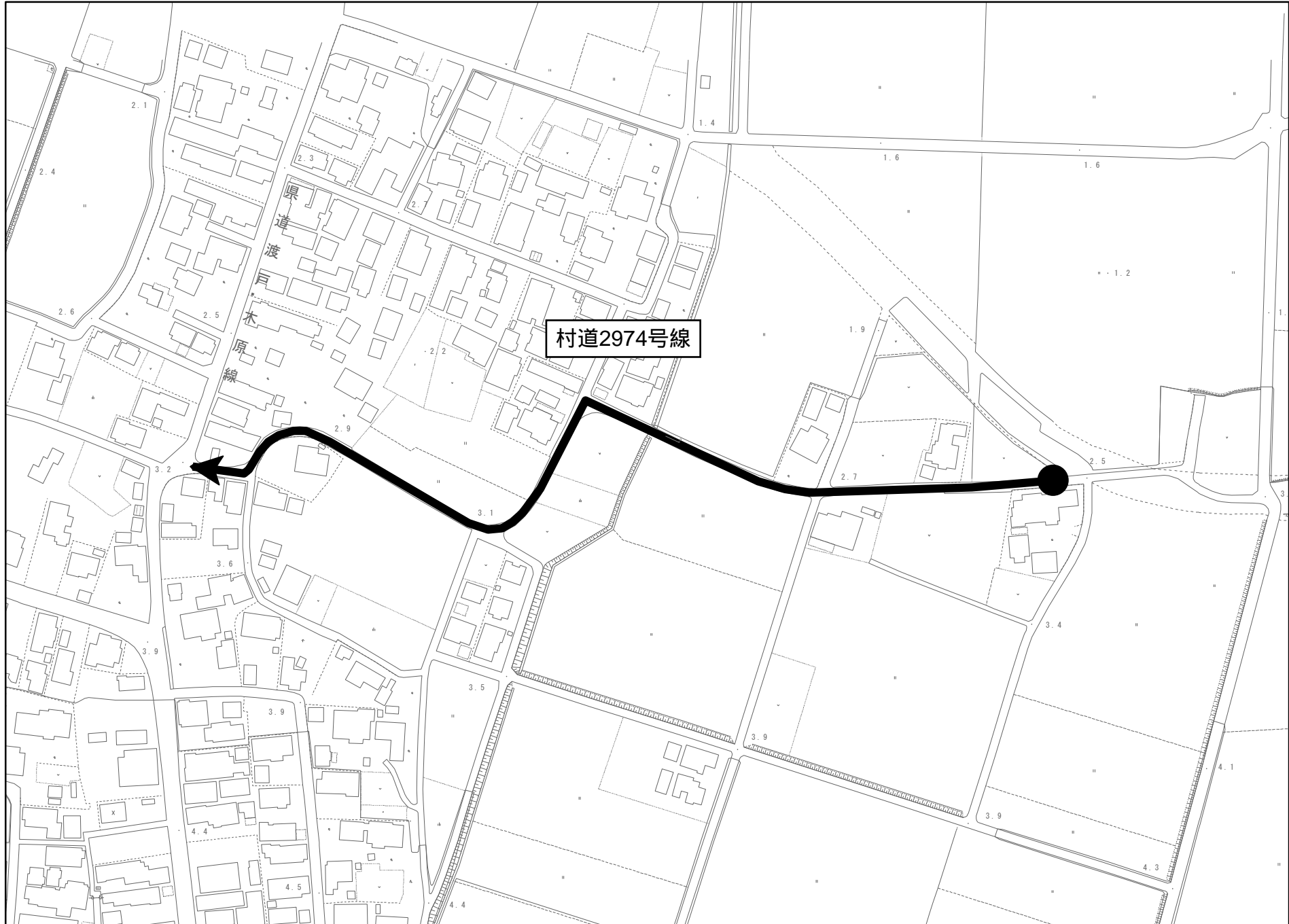
認定路線位置図



認定路線位置図



認定路線位置図



議案第 6 号

美浦村個人情報保護法施行条例

上記の議案を下記の通り提出する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(手数料等)

第 3 条 法第 8 9 条第 2 項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。ただし、写しの交付を行う場合に要する実費については、開示請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第 4 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、美浦村情報公開等審査会条例(平成 1 3 年美浦村条例第 4 号)第 3 条に規定する美浦村情報公開等審査会(以下「審査会」という。)に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取り扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(美浦村個人情報保護条例の廃止)

第2条 美浦村個人情報保護条例(平成13年美浦村条例第3号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の美浦村個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項又は第12条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第14条第1項、第2項(旧条例第21条第2項、第24条第2項、第25条第2項において準用する場合を含む。)若しくは第3項、第21条第1項、第24条第1項、第25条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正、削除、目的外利用等の中止及び利用停止については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例の規定により審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

議案第7号

美浦村情報公開等審査会条例及び美浦村債権管理条例の一部を改正する
条例

上記の議案を下記の通り提出する。

令和5年3月1日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村情報公開等審査会条例及び美浦村債権管理条例の一部を改正する
条例

(美浦村情報公開等審査会条例の一部改正)

第1条 美浦村情報公開等審査会条例(平成13年美浦村条例第4号)の一部を
次のように改正する。

第1条中「及び美浦村個人情報保護条例(平成13年美浦村条例第3号。以下「個人情報保護条例」という。)」を「並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、美浦村個人情報保護法施行条例(令和5年美浦村条例第○号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)及び美浦村議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年美浦村条例第○号。以下「議会個人情報保護条例」という。)」に改める。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関、個人情報法施行条例第2条第2項に規定する実施機関及び議会個人情報保護条例第1条に規定する議会をいう。

第3条第1項を次のように改める。

審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報公開条例第17条第1項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議すること。
- (2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 個人情報保護法施行条例第4条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (4) 議会個人情報保護条例第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (5) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

第4条第1項中「情報公開制度」を「、情報公開制度及び個人情報保護制度」に改める。

(美浦村債権管理条例の一部改正)

第2条 美浦村債権管理条例(令和4年美浦村条例第8号)の一部を次のように改正する。

第17条中「美浦村個人情報保護条例(平成13年美浦村条例第3号)第2条第5号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第1項」に改め、「同条第7号」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

議案第 8 号

美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例

美浦村附属機関設置条例（令和元年美浦村条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表（第 3 条関係）教育委員会の部中

「

美浦村統合小学校 建設委員会	<ul style="list-style-type: none">・統合小学校に係る基礎資料の作成に関する事・統合小学校の施設整備計画案の作成に関する事・統合小学校の財源に関する事・その他統合小学校の建設に関し必要な事項に関する事	25 人以内
-------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------

」を

「

美浦村統合小学校 準備委員会	<ul style="list-style-type: none">・統合小学校の名称、校歌、校訓、校章、校旗に関する こと。・統合小学校の運営方針及び 教育計画に関すること。・統合小学校のPTA組織の 運営方針に関すること。・その他統合小学校の開校に 関し必要な事項に関する こと。	30人以内
-------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

」に改め、

「

陸平貝塚保存活用 検討委員会	<ul style="list-style-type: none">・史跡陸平貝塚の万全な保護 と有効な活用を推進及び将 来における保存管理、整備 活用構想についての審議	24人以内
-------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

」の次に

「

美浦中学校の部活 動の在り方検討委 員会	<ul style="list-style-type: none">・部活動を学校単位から地域 単位へと計画的に移行する ことを目指し持続可能な部 活動の在り方についての審 議	10人以内
----------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の全部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和5年3月1日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の全部を改正する条例

美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例（昭和41年美浦村条例第13号）の全部を次のように改正する。

美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例

（通則）

第1条 非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、給与、服務等については、この条例の定めるものとする。

（定員）

第2条 団員の定数は、230人とする。

（任用）

第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき村長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから村長の承認を得て任用する。

(1) 当該消防団の区域内に居住又は勤務する者

- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 心身ともに健康な者
(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 6箇月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする。
(分限)

第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 当該消防団の区域外に転住又は転勤したとき。
(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1箇月以内の期間を定めて行う。

(分限及び懲戒の手續)

第7条 分限及び懲戒に関する処分の手續については、村規則で定める。

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

(居住地から離れる場合の届出)

第9条 団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては村長に、

その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

(秘密の保持)

第10条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(集団的行動の制限)

第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(報酬)

第12条 団員には、美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年美浦村条例第3号。以下「報酬条例」という。)により報酬を支給する。

(費用弁償)

第13条 団員が訓練の職務に従事した場合は、報酬条例の規定にかかわらず、1回につき700円の費用弁償を支給する。

2 報酬及び費用弁償の支給方法については、美浦村非常勤特別職の例による。

(公務災害補償)

第14条 団員が公務により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、茨城県市町村総合事務組合規約(昭和50年茨城県地指令第614号)第4条第3号の規定に基づく市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第25号)に定めるものとする。

(退職報償金)

第15条 団員が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支給方法については、美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年美浦村条例第8号)に定めるものとする。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)による改正前の民法(以下「旧法」という。)の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法(以下「新法」という。)の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。

- 3 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。
- 4 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関する本条例の適用については、なお従前の例による。

議案第10号

美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和5年3月1日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年美浦村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「2年」を「1年」に、「する」を「し、退職した日にその者が属していた階級より上位に属していた期間が1年以上あるときは、総務省令の定めるところにより規則で定める階級とする」に改める。

第4条第1項中「退職した日の属する月以前の非常勤消防団員であった期間が引き続き3年以上である場合に限り」を削る。

第6条中「一」を「いずれか」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 号

美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年美浦村条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 (第 1 条関係) 中

「

農業委員会委員	会長	37,000 円に、6,000 円以上 47,000 円以下で村長が定める額を加算した額	月額	〃
	会長代理	32,300 円に、6,000 円以上 47,000 円以下で村長が定める額を加算した額	〃	〃
	委員	30,500 円に、6,000 円以上 47,000 円以下で村長が定める額を加算	〃	〃

		した額		
	農地利用 最適化推 進委員	20,500 円に、6,000 円 以上 47,000 円以下で 村長が定める額を加算 した額	〃	〃

」を

「

農業委員 会委員	会長	基本報酬 43,000 円	月額	〃
		能率報酬 予算の範囲 内で村長が定める額	年額	
	会長代理	基本報酬 38,300 円	月額	〃
		能率報酬 予算の範囲 内で村長が定める額	年額	
	委員	基本報酬 36,500 円	月額	〃
		能率報酬 予算の範囲 内で村長が定める額	年額	
	農地利用 最適化推 進委員	基本報酬 26,500 円	月額	〃
		能率報酬 予算の範囲 内で村長が定める額	年額	

」に改める。

第 2 条 美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 1 条関係）中

「

防犯推進協議会委員	委員長	5,500 円	〃	〃
	委員	5,000 円	〃	〃

」の次に

「

消防団	基本報酬	団長	130,000 円	年額	〃
		副団長	90,000 円	〃	〃
		指導員	75,000 円	〃	〃
		分団長	50,500 円	〃	〃
		団員	36,500 円	〃	〃
	出動報酬	4 時間未満 の活動	4,000 円	日額	〃

		4 時間以上の活動	8,000 円	〃	〃
--	--	-----------	---------	---	---

」を加える。

「

美浦村統合小学校建設委員会委員	委員長	5,500 円	〃	〃
	委員	5,000 円	〃	〃

」を

「

美浦村統合小学校準備委員会委員	委員長	5,500 円	〃	〃
	委員	5,000 円	〃	〃

」に改める。

別表第 2（第 2 条第 2 項関係）中

「

美浦村統合小学校建設委員会委員

」を

「

美浦村統合小学校準備委員会委員

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第12号

美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和5年3月1日

美浦村長 中 島 栄

美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美浦村職員の給与に関する条例（昭和32年美浦村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の115）」の次に「、12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）」を加える。

第19条第2項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の55）」の次に「、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2

行政職給料表（第6条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号給	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600

27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600

61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				

95	295,200	343,100			
96	295,600	343,500			
97	295,800	343,700			
98	296,100	344,100			
99	296,500	344,500			
100	296,900	344,800			
101	297,100	345,100			
102	297,400	345,500			
103	297,800	345,900			
104	298,100	346,300			
105	298,300	346,800			
106	298,600	347,200			
107	299,000	347,600			
108	299,300	348,000			
109	299,500	348,500			
110	299,900	348,900			
111	300,300	349,200			
112	300,600	349,500			
113	300,800	350,000			
114	301,000				
115	301,300				
116	301,700				
117	301,900				
118	302,100				
119	302,400				
120	302,700				
121	303,100				
122	303,300				
123	303,600				
124	303,900				
125	304,200				

定年前再任用短時間勤務職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
---------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

第2条 美浦村職員の給与に関する条例（昭和32年美浦村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95」を「100分の100」に、「100分の115）、12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）」を「100分の120」に改める。

第19条第2項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45」を「100分の47.5」に、「100分の55）、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）」を「100分の57.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美浦村職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の美浦村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
（規則への委任）
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第13号

美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和5年3月1日

美浦村長 中 島 栄

美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和
43年美浦村条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和
43年美浦村条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4
月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美浦村職員の給与に関する条例（以下「改正後
の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の美

浦村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第14号

美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和5年3月1日

美浦村長 中 島 栄

美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年美浦村条例第13号）を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項は、当該フルタイム会計年度任用職員が採用された日の属する年度の初日において施行されている給与条例の規定をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

美浦村ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記の通り提出する。

令和5年3月1日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例

美浦村ふるさと応援寄附条例（平成20年美浦村条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 旧鹿島海軍航空隊跡地の活用等に関する事業

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第16号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月1日提出

美浦村長 中 島 栄

記

- 1 公の施設の名称
地域産品直売所（地域交流館みほふれ愛プラザ内）
- 2 指定する団体の名称
水郷つくば農業協同組合
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第17号

令和4年度美浦村一般会計補正予算（第8号）

令和4年度美浦村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119,105千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,014,007千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年3月1日提出

美浦村長 中島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村税		2,392,389	27,000	2,419,389
	1 村民税	942,435	2,500	944,935
	2 固定資産税	1,295,144	23,000	1,318,144
	3 軽自動車税	59,208	△2,000	57,208
	4 村たばこ税	95,602	3,500	99,102
6 法人事業税交付金		26,000	15,872	41,872
	1 法人事業税交付金	26,000	15,872	41,872
7 地方消費税交付金		319,500	29,212	348,712
	1 地方消費税交付金	319,500	29,212	348,712
11 地方交付税		1,456,591	54,719	1,511,310
	1 地方交付税	1,456,591	54,719	1,511,310
15 国庫支出金		768,139	19,460	787,599
	1 国庫負担金	425,314	△16,460	408,854
	2 国庫補助金	339,347	35,920	375,267
16 県支出金		410,198	△21,838	388,360
	1 県負担金	216,453	△11,876	204,577
	2 県補助金	149,463	△7,430	142,033
	3 県委託金	44,282	△2,532	41,750
19 繰入金		182,218	△1,130	181,088
	2 基金繰入金	130,327	△1,130	129,197
21 諸収入		129,106	△3,590	125,516
	5 雑入	119,528	△3,590	115,938
22 村債		418,680	△600	418,080
	1 村債	418,680	△600	418,080
歳入合計		6,894,902	119,105	7,014,007

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		96,612	△1,896	94,716
	1 議会費	96,612	△1,896	94,716
2 総務費		1,195,285	175,645	1,370,930
	1 総務管理費	943,559	183,999	1,127,558
	2 徴税费	155,211	△4,865	150,346
	3 戸籍住民基本台帳費	74,825	△957	73,868
	4 選挙費	19,882	△2,400	17,482
	5 統計調査費	1,275	△132	1,143
3 民生費		2,034,035	△35,642	1,998,393
	1 社会福祉費	1,379,407	4,567	1,383,974
	2 児童福祉費	654,328	△40,209	614,119
4 衛生費		829,114	7,732	836,846
	1 保健衛生費	334,138	12,652	346,790
	2 環境衛生費	94,359	△1,278	93,081
	3 清掃費	400,617	△3,642	396,975
5 農林水産業費		358,553	△4,783	353,770
	1 農業費	356,192	△4,783	351,409
6 商工費		81,706	△5,128	76,578
	1 商工費	81,706	△5,128	76,578
7 土木費		508,811	△106	508,705
	1 土木管理費	60,435	321	60,756
	2 道路橋梁費	250,314	△12,508	237,806
	3 都市計画費	198,062	12,081	210,143
9 教育費		802,322	△16,717	785,605
	1 教育総務費	175,072	△7,563	167,509
	2 小学校費	141,674	186	141,860
	3 中学校費	47,077	△2,439	44,638

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	93,475	△278	93,197
	5 社会教育費	161,882	△2,565	159,317
	6 保健体育費	183,142	△4,058	179,084
歳出合計		6,894,902	119,105	7,014,007

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援交付金事業費	7,773
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	1,569
4 衛生費	3 清掃費	江戸崎地方衛生土木組合負担金事業費（塵芥処理）	26,468
5 農林水産業費	1 農業費	産地確立推進事業費	1,875

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
出産・子育て応援交付金システム使用料	令和5年度	146
新型コロナウイルスワクチン管理業務委託料	令和5年度	2,132
合計		252,530

(変更)

事項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務委託料	令和5年度	10	令和5年度	18,000
光と風の丘公園管理業務委託料	令和5年度	12,648	令和5年度	12,666
合計		252,530		270,538

第 4 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
橋梁整備事業 (公共事業等債)	12,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 しの後の利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ところによる。 ただし村財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、も しくは繰上償還 又は低利に借換 えすることができる。	12,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 しの後の利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ところによる。 ただし村財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、も しくは繰上償還 又は低利に借換 えすることができる。
道路整備事業 (地方道路等整備事業債)	71,200				70,200			
合計	418,680				418,080			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 村税	2,392,389	27,000	2,419,389
6 法人事業税交付金	26,000	15,872	41,872
7 地方消費税交付金	319,500	29,212	348,712
11 地方交付税	1,456,591	54,719	1,511,310
15 国庫支出金	768,139	19,460	787,599
16 県支出金	410,198	△21,838	388,360
19 繰入金	182,218	△1,130	181,088
21 諸収入	129,106	△3,590	125,516
22 村債	418,680	△600	418,080
歳入合計	6,894,902	119,105	7,014,007

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	96,612	△1,896	94,716				△1,896
2 総務費	1,195,285	175,645	1,370,930	△2,918		△98	178,661
3 民生費	2,034,035	△35,642	1,998,393	△11,836			△23,806
4 衛生費	829,114	7,732	836,846	8,919		△792	△395
5 農林水産業費	358,553	△4,783	353,770	△774		△50	△3,959
6 商工費	81,706	△5,128	76,578	△3,850			△1,278
7 土木費	508,811	△106	508,705	8,149	△600		△7,655
9 教育費	802,322	△16,717	785,605	△460		△3,780	△12,477
歳 出 合 計	6,894,902	119,105	7,014,007	△2,770	△600	△4,720	127,195

2 歳 入

(款) 1 村税

(項) 1 村民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 個人	826,171	2,500	828,671
計	942,435	2,500	944,935

区分	節		説明
	金額		
1 現年度課税分	2,500	10 所得割	2,500

(款) 1 村税

(項) 2 固定資産税

1 固定資産税	1,294,839	23,000	1,317,839
計	1,295,144	23,000	1,318,144

1 現年度課税分	25,000	5 土地 10 家屋 15 償却資産	5,500 10,500 9,000
2 滞納繰越分	△2,000	5 滞納繰越分	△2,000

(款) 1 村税

(項) 3 軽自動車税

1 環境性能割	2,641	△500	2,141
2 種別割	56,567	△1,500	55,067
計	59,208	△2,000	57,208

1 現年度課税分	△500	1 現年度課税分	△500
1 現年度課税分	△1,500	1 現年度課税分	△1,500

(款) 1 村税

(項) 4 村たばこ税

1 村たばこ税	95,602	3,500	99,102
計	95,602	3,500	99,102

1 現年度課税分	3,500	5 村たばこ税	3,500
----------	-------	---------	-------

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金	26,000	15,872	41,872
計	26,000	15,872	41,872

1 法人事業税交付金	15,872	5 法人事業税交付金	15,872
------------	--------	------------	--------

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	319,500	29,212	348,712
計	319,500	29,212	348,712

1 地方消費税交付金	29,212	5 地方消費税交付金	29,212
------------	--------	------------	--------

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	1,456,591	54,719	1,511,310
計	1,456,591	54,719	1,511,310

1 地方交付税	54,719	5 普通交付税	54,719
---------	--------	---------	--------

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	347,406	△16,460	330,946
------------	---------	---------	---------

1 国民健康保険事業費負担金	△2,679	5 保険基盤安定負担金（保険者支援分） 15 未就学児均等割保険税負担金	△2,583 △96
----------------	--------	-----------------------------------------	---------------

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
計	425,314	△16,460	408,854

節		説明	
区分	金額		
2 障がい者福祉費負担金	3,420	10 自立支援給付費負担金	3,250
		20 障害児入所給付費等負担金	170
4 児童手当負担金	△17,760	6 児童手当負担金	△17,760
5 介護保険事業費負担金	559	5 介護保険低所得者保険料軽減負担金（現年度分）	142
		6 介護保険低所得者保険料軽減負担金（過年度分）	417

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	152,832	31,796	184,628
3 衛生費国庫補助金	58,616	4,443	63,059
5 教育費国庫補助金	3,569	△319	3,250
計	339,347	35,920	375,267

1 総務管理費補助金	31,796	52 個人番号カード交付事務費補助金	△126
		75 社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍）	132
		80 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	31,790
1 保健衛生費補助金	5,457	25 出産・子育て応援交付金	5,457
2 環境衛生費補助金	△1,014	5 循環型社会形成推進交付金	△1,014
1 小学校費補助金	△18	6 要保護児童就学援助費補助金	△18
2 中学校費補助金	△301	5 特別支援教育就学奨励費補助金	△222
		6 要保護生徒就学援助費補助金	△79

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	211,885	△11,876	200,009
計	216,453	△11,876	204,577

1 国民健康保険事業費負担金	△10,056	5 保険基盤安定負担金（保険者支援分）	△1,291
		10 保険基盤安定負担金（保険税軽減分）	△8,717
		15 未就学児均等割保険税負担金	△48
2 障がい者福祉費負担金	1,710	10 自立支援給付費負担金	1,625
		20 障害児通所給付費等負担金	85
4 児童手当負担金	△3,810	5 児童手当負担金	△3,810
6 介護保険事業費負担金	280	5 介護保険低所得者保険料軽減負担金（現年度分）	72
		6 介護保険低所得者保険料軽減負担金（過年度分）	208

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

3 衛生費県補助金	5,137	281	5,418
-----------	-------	-----	-------

1 保健衛生費補助金	1,295	45 出産・子育て応援交付金	1,295
------------	-------	----------------	-------

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
4 農林水産業費県補助金	65,938	△7,570	58,368
7 教育費県補助金	4,488	△141	4,347
計	149,463	△7,430	142,033

(款) 16 県支出金

(項) 3 県委託金

1 総務費県委託金	44,231	△2,532	41,699
計	44,282	△2,532	41,750

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 ふるさと基金繰入金	352	△150	202
6 陸平基金繰入金	10,747	△980	9,767
計	130,327	△1,130	129,197

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

2 学校給食収入	51,858	△2,705	49,153
3 雑入	60,886	△885	60,001

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 環境衛生費補助金	△1,014	5 合併浄化槽設置整備事業補助金	△1,014
1 農業費補助金	△7,570	6 農地利用最適化交付金	1,078
		35 経営所得安定対策等推進事業費補助金	△598
		55 多面的機能支払交付金補助金	△8,143
		77 儲かる産地支援事業費補助金	1,875
		115 経営体育成関連流動化促進事業費補助金	△1,667
		116 鳥獣被害防止促進補助金	△115
1 社会教育費補助金	△141	25 地域で支える家庭の教育力向上事業補助金	△141

4 統計調査費委託金	△132	60 就業構造基本調査委託金	△132
5 選挙費委託金	△2,400	20 参議院議員選挙費委託金	△1,400
		40 県議会議員選挙費委託金	△1,000

1 ふるさと基金繰入金	△150	5 ふるさと基金繰入金	△150
1 陸平基金繰入金	△980	5 陸平基金繰入金	△980

1 学校給食収入	△2,705	5 木原小学校(児童分)	△445
		6 木原小学校(教職員分)	△25
		10 大谷小学校(児童分)	△610
		11 大谷小学校(教職員分)	△50
		15 安中小学校(児童分)	△135
		16 安中小学校(教職員分)	30
		21 美浦中学校(生徒分)	△1,150
		22 美浦中学校(教職員分)	△320
4 環境衛生雑入	△792	5 雑草除去受託料	△792
5 社会教育雑入	8	5 文化講座受講料	20
		25 美浦大学参加者負担金	△12
6 保健体育雑入	△103	5 スポーツ教室受講料	△103

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
計	119,528	△3,590	115,938

(款) 22 村債

(項) 1 村債

3 土木債	83,300	△600	82,700
計	418,680	△600	418,080

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
7 雑入	2	105 臨時職員雇用保険料 (住民課)	2

1 道路整備事業債	△1,000	10 道路整備事業 (地方道路等整備事業債)	△1,000
2 橋梁整備事業債	400	1 橋梁整備事業 (公共事業等債)	400

3 歳出
(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	96,612	△1,896	94,716				△1,896
計	96,612	△1,896	94,716				△1,896

(単位：千円)

区分	金額	説明
		1 職員給与関係経費（議会費） △16
2 給料	42	2 給料 42 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	△658	3 職員手当等 △58 9 期末手当 △150 3 期末手当（一般職）
8 旅費	△1,080	10 勤勉手当 92 1 勤勉手当
		2 議会運営費 △1,880
10 需用費	△200	3 職員手当等 △600 9 期末手当 1 期末手当（議員）
		8 旅費 △1,080 1 費用弁償 1 費用弁償
		10 需用費 △200 4 印刷製本費 1 印刷製本費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	242,402	43,067	285,469				43,067
3 財政管理費	4,930	△1,500	3,430				△1,500
5 財産管理費	55,934	△280	55,654				△280
6 財政調整基金費	1	143,886	143,887				143,886
7 企画費	126,207	△840	125,367			△100	△740

		2 職員給与関係経費（総務管理費） 43,067
3 職員手当等	43,050	3 職員手当等 43,050 9 期末手当 △1,500 3 期末手当（一般職）
4 共済費	17	10 勤勉手当 577 1 勤勉手当 12 退職手当 43,973 4 退職手当特別負担金（一般職）
		4 共済費 17 2 職員共済組合負担金 3 職員共済組合負担金（一般職）
		2 財政事務費 △1,500
12 委託料	△1,500	12 委託料 △1,500 5 業務委託料 5 財務書類作成支援業務委託料
		2 庁舎管理費 △280
14 工事請負費	△280	14 工事請負費 △280 1 土木工事 5 駐車場新設工事
		2 財政調整基金費 143,886
24 積立金	143,886	24 積立金 143,886 1 財政調整基金積立金 1 財政調整基金積立金
		5 競走馬の里美浦PR事業費 △160
18 負担金補助及び交付金	△840	18 負担金補助及び交付金 △160 10 補助金 35 美浦ステークス美浦中演奏補助金

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(7 企画費)							
9 交通安全対策費	2,878	△334	2,544				△334
計	943,559	183,999	1,127,558			△100	184,099

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

1 税務総務費	45,623	△2,000	43,623				△2,000
3 徴收费	67,554	△2,865	64,689				△2,865
計	155,211	△4,865	150,346				△4,865

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	74,825	△957	73,868	△386		2	△573
-------------	--------	------	--------	------	--	---	------

(単位：千円)

区分	金額	説明
		12 市民活動支援事業費 △680
		18 負担金補助及び交付金 △680
		10 補助金
		6 個人海外研修補助 △100
		7 提案型共助社会づくり支援事業助成金 △500
		8 集落いきいき活動助成事業 △80
		2 交通安全対策事業費 △334
7 報償費	△234	7 報償費 △234
		1 報償金
		3 事業協力者謝礼
18 負担金補助及び交付金	△100	18 負担金補助及び交付金 △100
		5 負担金
		5 稲敷地区交通安全母親大会

3 職員手当等	△2,000	1 職員給与関係経費(税務総務費) △2,000
		3 職員手当等 △2,000
		9 期末手当
		3 期末手当(一般職)
		1 職員給与関係経費(徴收费) △2,565
2 給料	86	2 給料 86
		2 一般職給
		1 一般職給
3 職員手当等	△2,651	3 職員手当等 △2,651
		5 時間外勤務手当 △1,000
		1 時間外勤務手当
11 役務費	△300	9 期末手当 △1,800
		3 期末手当(一般職) △1,500
		4 期末手当(会計年度任用職フルタイム) △300
		10 勤勉手当 149
		1 勤勉手当
		2 徴収事務費 △300
		11 役務費 △300
		1 通信運搬費
		1 郵便料

1 報酬	277	1 職員給与関係経費(戸籍住民基本台帳費) △500
		3 職員手当等 △500
		9 期末手当
		3 期末手当(一般職)
3 職員手当等	△500	3 戸籍事務費 △331
		17 備品購入費 △331
		2 機械器具費
4 共済費	30	5 戸籍情報システム機器購入
		4 住民基本台帳事務費 △126
		1 報酬 277

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 戸籍住民基本台帳費)							
計	74,825	△957	73,868	△386		2	△573

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

2 県議会議員選挙費	7,699	△1,000	6,699	△1,000			
3 参議院議員選挙費	11,183	△1,400	9,783	△1,400			
計	19,882	△2,400	17,482	△2,400			

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

2 指定統計調査費	515	△132	383	△132			
計	1,275	△132	1,143	△132			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	435,064	△1,322	433,742	3,765			△5,087
-----------	---------	--------	---------	-------	--	--	--------

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役務費	△433	4 会計年度任用職員報酬 1 一般事務職員	277
		4 共済費	30
17 備品購入費	△331	6 社会保険料 5 社会保険料(会計年度任用職員パートタイム)	
		11 役務費 1 通信運搬費 1 郵便料	△433

3 職員手当等	△1,000	2 県議会議員選挙費 3 職員手当等 5 時間外勤務手当 1 時間外勤務手当	△1,000 △1,000
3 職員手当等	△1,400	2 参議院議員選挙費 3 職員手当等 5 時間外勤務手当 1 時間外勤務手当	△1,400 △1,400

1 報酬	△40	5 就業構造基本調査費 1 報酬	△132 △40
7 報償費	△10	3 非常勤職員報酬 92 統計調査員 7 報償費 1 報償金 3 事業協力者謝礼	△10
10 需用費	△43	10 需用費 1 消耗品費 1 消耗品費	△43
11 役務費	△39	11 役務費 1 通信運搬費 1 郵便料	△39

3 職員手当等	△393	1 職員給与関係経費(社会福祉総務費) 3 職員手当等	△393 △393
		3 通勤手当	△90
18 負担金補助及び交付金	16,365	3 通勤手当(一般職) 9 期末手当 3 期末手当(一般職)	△500
		10 勤勉手当 1 勤勉手当	197
27 繰出金	△17,294	2 社会福祉事務費 18 負担金補助及び交付金 10 補助金	△135 △135

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 社会福祉総務費)							
2 老人福祉費	263,298	△904	262,394	839			△1,743
3 障がい者福祉費	354,557	7,140	361,697	5,130			2,010

節		説明
区分	金額	
		4 村遺族会
		5 国民健康保険特別会計繰出金 △17,294
		27 繰出金 △17,294
		1 保険基盤安定(保険者支援分) △5,167
		1 保険基盤安定(保険者支援分)
		4 職員給与費等 △263
		1 職員給与費等
		5 財政安定化支援事業 △49
		1 財政安定化支援事業
		13 保険基盤安定(保険税軽減分) △11,622
		1 保険基盤安定(保険税軽減分)
		23 未就学児均等割保険税分 △193
		1 未就学児均等割保険税分
		70 福祉施設等物価高騰対策事業費 16,500
		18 負担金補助及び交付金 16,500
		10 補助金
		35 医療・介護・福祉施設物価高騰対策支援金
		4 敬老事業費 △1,118
7 報償費	△350	7 報償費 △350
		1 報償金
		3 事業協力者謝礼
10 需用費	△38	10 需用費 △38
		3 食糧費
		1 食糧費
11 役務費	△305	11 役務費 △305
		1 通信運搬費
		1 郵便料
12 委託料	△29	12 委託料 △29
		5 業務委託料
		31 封入封緘業務委託料
13 使用料及び賃借料	△396	13 使用料及び賃借料 △396
		2 賃借料
		7 バス借上料
27 繰出金	214	7 介護保険特別会計繰出金 214
		27 繰出金 214
		9 介護保険特別会計繰出金
		1 介護保険特別会計繰出金
		4 障がい者自立支援給付事業費 6,500
19 扶助費	7,140	19 扶助費 6,500
		5 その他扶助費
		10 障がい者福祉サービス費
		5 障がい児通所給付事業費 340
		19 扶助費 340
		5 その他扶助費
		65 障がい児通所給付費
		6 障がい者地域生活支援事業費 300
		19 扶助費 300
		5 その他扶助費
		15 障がい者日常生活用具給付費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
6 後期高齢者医療給付費	198,098	△347	197,751				△347
計	1,379,407	4,567	1,383,974	9,734			△5,167

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	157,580	△294	157,286				△294
2 児童措置費	205,170	△25,380	179,790	△21,570			△3,810
3 保育所費	252,309	△14,535	237,774				△14,535

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		2 後期高齢者医療事務費 △347
18 負担金補助及び交付金	△347	18 負担金補助及び交付金 △347 5 負担金 10 茨城県後期高齢者医療広域連合市町村負担金

1 報酬	△991	1 職員給与関係経費（児童福祉総務費） △95 2 給料 24
2 給料	24	2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	△318	3 職員手当等 △119 9 期末手当 △200 3 期末手当（一般職）
8 旅費	△20	10 勤勉手当 81 1 勤勉手当
13 使用料及び賃借料	△440	2 子育て支援センター（みほふれ愛プラザ）管理費 △440 13 使用料及び賃借料 △440 2 賃借料 5 土地借上料
22 償還金、利子及び割引料	1,451	3 児童手当事務費 △1,210 1 報酬 △991 4 会計年度任用職員報酬 1 一般事務職員 3 職員手当等 △199 9 期末手当 5 期末手当（会計年度任用職パートタイム） 8 旅費 △20 1 費用弁償 1 費用弁償
19 扶助費	△25,380	12 子どものための教育・保育給付費 1,451 22 償還金、利子及び割引料 1,451 5 国庫支出金等返還金 2 県支出金返還金
1 報酬	△5,200	2 児童手当経費 △25,380 19 扶助費 △25,380 3 児童福祉扶助費 6 児童手当 △24,300 7 特例給付 △1,080
2 給料	△4,315	1 職員給与関係経費（保育所費） △6,897 2 給料 △4,315 2 一般職給 185 1 一般職給
3 職員手当等	△3,440	3 会計年度任用職給 △4,500 1 会計年度任用職給 3 職員手当等 △2,582 9 期末手当 △3,000 3 期末手当（一般職） △500 4 期末手当（会計年度任用職フルタイム） △2,500

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(3 保育所費)							
計	654,328	△40,209	614,119	△21,570			△18,639

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	134,023	8,707	142,730	6,752			1,955
-----------	---------	-------	---------	-------	--	--	-------

(単位：千円)

区分	金額	説明	
4 共済費	△1,290	10 勤勉手当	418
		1 勤勉手当	
		2 大谷保育所運営費	△4,340
8 旅費	△290	1 報酬	△2,500
		4 会計年度任用職員報酬	
		13 保育士	
		3 職員手当等	△600
		9 期末手当	
		5 期末手当 (会計年度任用職パートタイム)	
		4 共済費	△1,040
		6 社会保険料	
		5 社会保険料 (会計年度任用職パートタイム)	
		8 旅費	△200
		1 費用弁償	
		1 費用弁償	
		4 木原保育所運営費	△3,298
		1 報酬	△2,700
		4 会計年度任用職員報酬	
		13 保育士	
		3 職員手当等	△258
		9 期末手当	
		5 期末手当 (会計年度任用職パートタイム)	
		4 共済費	△250
		6 社会保険料	
		5 社会保険料 (会計年度任用職パートタイム)	
		8 旅費	△90
		1 費用弁償	
		1 費用弁償	

2 給料	19	1 職員給与関係経費 (保健衛生総務費)	140
		2 給料	19
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	121	3 職員手当等	121
		9 期末手当	△150
		4 期末手当 (会計年度任用職フルタイム)	
11 役務費	23	10 勤勉手当	268
		1 勤勉手当	
12 委託料	△1,425	12 退職手当	3
		3 退職手当負担金 (一般職)	
		3 母子保健事業費	△1,356
18 負担金補助及び交付金	7,750	12 委託料	△1,500
		5 業務委託料	
		1 健康診断等委託料	
		22 償還金、利子及び割引料	144
		5 国庫支出金等返還金	
		1 国庫支出金返還金	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国庫支出金	地方債	その他	
(1 保健衛生総務費)							
2 予防費	169,127	△250	168,877				△250
5 上水道費	0	4,195	4,195	4,195			
計	334,138	12,652	346,790	10,947			1,705

節		説明
区分	金額	
22 償還金、利子及び割引料	2,219	4 子育て世代包括支援事業費 9,923 11 役務費 23 1 通信運搬費 12 1 郵便料 4 手数料 11 11 口座振込手数料 12 委託料 75 5 業務委託料 5 システム改修委託料 275 36 産婦健康診査委託料 △200 18 負担金補助及び交付金 7,750 10 補助金 10 出産・子育て応援給付金 22 償還金、利子及び割引料 2,075 5 国庫支出金等返還金 1 国庫支出金返還金
10 需用費	300	3 任意予防接種事業費 △550 12 委託料 △550 5 業務委託料 30 任意予防接種業務委託料
12 委託料	△550	4 新型コロナウイルス感染防止対策事業 300 10 需用費 300 1 消耗品費 1 消耗品費
18 負担金補助及び交付金	4,195	2 水道事業費 4,195 18 負担金補助及び交付金 4,195 10 補助金 5 水道事業会計補助金

(款) 4 衛生費

(項) 2 環境衛生費

1 環境衛生総務費	93,735	△1,278	92,457			△792	△486
-----------	--------	--------	--------	--	--	------	------

2 給料	66	1 職員給与関係経費(環境衛生総務費) △88 2 給料 66 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	△154	3 職員手当等 △154 2 住居手当 △6 1 住居手当
12 委託料	△590	5 時間外勤務手当 168 1 時間外勤務手当 9 期末手当 △500 3 期末手当(一般職)
18 負担金補助及び交付金	△600	10 勤勉手当 178 1 勤勉手当 12 退職手当 6 3 退職手当負担金(一般職)
		3 地球温暖化対策事業費 △600 18 負担金補助及び交付金 △600 10 補助金

(款) 4 衛生費

(項) 2 環境衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(1 環境衛生総務費)							
計	94,359	△1,278	93,081			△792	△486

(款) 4 衛生費

(項) 3 清掃費

1 塵芥処理費	380,475	△600	379,875				△600
2 し尿処理費	20,142	△3,042	17,100	△2,028			△1,014
計	400,617	△3,642	396,975	△2,028			△1,614

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	22,387	1,018	23,405	1,078			△60
2 農業総務費	44,974	15	44,989				15

(単位：千円)

節	金額	説明
		5 再生可能エネルギー補助事業
		6 雑草除去委託事業費 △590
		12 委託料 △590
		5 業務委託料
		1 雑草除去委託料

12 委託料	△600	2 塵芥処理事業費 △600
		12 委託料 △600
		5 業務委託料
		2 ゴミ収集委託料
18 負担金補助及び交付金	△3,042	2 合併浄化槽設置事業費 △3,042
		18 負担金補助及び交付金 △3,042
		10 補助金
		5 合併浄化槽設置事業

1 報酬	1,037	1 職員給与関係経費（農業委員会費） △69
		2 給料 33
		2 一般職給
		1 一般職給
2 給料	33	3 職員手当等 △102
		9 期末手当 △150
		3 期末手当（一般職）
3 職員手当等	△102	10 勤勉手当 48
		1 勤勉手当
10 需用費	50	2 農業委員会運営費 1,087
		1 報酬 1,037
		2 委員報酬
		4 農業委員会委員 504
		6 農地利用最適化推進委員 533
		10 需用費 50
		1 消耗品費
		1 消耗品費
2 給料	95	1 職員給与関係経費（農業総務費） 15
		2 給料 95
		2 一般職給
		1 一般職給
3 職員手当等	△119	3 職員手当等 △119
		9 期末手当 △300
		3 期末手当（一般職）
4 共済費	39	10 勤勉手当 181
		1 勤勉手当
		4 共済費 39
		2 職員共済組合負担金
		3 職員共済組合負担金（一般職）

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 農業振興費	100,085	△1,921	98,164	△1,643			△278
4 畜産業費	66	△50	16			△50	
5 農地費	188,680	△3,845	184,835	△209			△3,636
計	356,192	△4,783	351,409	△774		△50	△3,959

節		説明
区分	金額	
12 委託料	△253	2 農業振興推進事業費 △253 12 委託料 △253 5 業務委託料 1 農業振興地域整備計画書作成業務委託料
18 負担金補助及び交付金	△1,668	3 農業経営対策事業費 △230 18 負担金補助及び交付金 △230 10 補助金 94 鳥獣被害防止柵設置支援事業補助金 5 産地確立推進事業費 1,367 18 負担金補助及び交付金 1,367 10 補助金 1 産地づくり助成金 232 64 水稲共同防除事業 △210 77 儲かる産地支援事業費補助金 1,875 90 経営所得安定対策直接支払推進事業補助金 △598 94 イネ縞葉枯病防除事業補助金 68 11 新型コロナウイルス農業経営安定化事業 △2,805 18 負担金補助及び交付金 △2,805 10 補助金 5 農業経営収入保険加入促進事業補助金 △3,847 10 認定農業者等支援補助金 △3,458 20 電気料高騰緊急支援補助金 4,500
18 負担金補助及び交付金	△50	2 畜産振興事業費 △50 18 負担金補助及び交付金 △50 10 補助金 10 江戸崎総合高校農業体験実習
18 負担金補助及び交付金	△3,845	2 土地改良振興事業費 △10,546 18 負担金補助及び交付金 △10,546 10 補助金 310 28 清明川土地改良区土地改良施設維持管理適正化事業補助金 15 交付金 △10,856 25 みほ東部環境美化協議会多面的機能支払交付金 3 県営土地改良事業負担金 △900 18 負担金補助及び交付金 △900 5 負担金 30 蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業負担金 4 農業集落排水事業費 9,601 18 負担金補助及び交付金 9,601 10 補助金 31 下水道事業会計補助金(農業集落排水事業) 5 経営体育成関連流動化促進事業費 △2,000 18 負担金補助及び交付金 △2,000 10 補助金 9 蔵後余郷入地区経営体育成関連流動化促進事業費補助金

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 商工振興費	77,807	△5,128	72,679	△3,850			△1,278
計	81,706	△5,128	76,578	△3,850			△1,278

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	60,435	321	60,756				321
計	60,435	321	60,756				321

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

3 道路新設改良費	129,052	△12,508	116,544		△1,000		△11,508
4 橋梁維持費	29,357	0	29,357		400		△400
計	250,314	△12,508	237,806		△600		△11,908

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画総務費	18,658	△9	18,649				△9
-----------	--------	----	--------	--	--	--	----

(単位：千円)

区分	金額	説明
11 役務費	△514	2 商工振興事業費 △1,278 18 負担金補助及び交付金 10 補助金 8 自治金融保証料補給
12 委託料	△112	6 新型コロナ対策地域経済活性化事業 △3,850 11 役務費 1 通信運搬費 1 郵便料
18 負担金補助及び交付金	△4,502	12 委託料 7 電算処理委託料 1 電算処理委託料 18 負担金補助及び交付金 10 補助金 10 商品券事業補助金

2 給料	49	1 職員給与関係経費（土木総務費） 321 2 給料 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	272	3 職員手当等 10 勤勉手当 1 勤勉手当

10 需用費	△1,276	2 道路新設改良事業費 △12,508 10 需用費 2 燃料費 2 公用車等燃料代
13 使用料及び賃借料	△1,453	13 使用料及び賃借料 2 賃借料 34 重機借上料
14 工事請負費	△9,779	14 工事請負費 1 土木工事 1 村道整備工事

2 給料	36	1 職員給与関係経費（都市計画総務費） △9 2 給料 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	△48	3 職員手当等 9 期末手当 3 期末手当（一般職）

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 都市計画総務費)							
3 公共下水道費	178,012	12,090	190,102	8,149			3,941
計	198,062	12,081	210,143	8,149			3,932

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	173,604	△7,563	166,041				△7,563
--------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
4 共済費	3	10 勤勉手当	52
		1 勤勉手当	
		4 共済費	3
		2 職員共済組合負担金	
		3 職員共済組合負担金 (一般職)	
		2 公共下水道事業費	12,090
18 負担金補助及び交付金	12,090	18 負担金補助及び交付金	12,090
		10 補助金	
		30 下水道事業会計補助金 (公共下水道事業)	

1 報酬	△4,250	2 職員給与関係経費 (事務局費)	△213
		2 給料	54
		2 一般職給	
2 給料	54	1 一般職給	
		3 職員手当等	△267
		9 期末手当	△500
3 職員手当等	△1,717	3 期末手当 (一般職)	
		10 勤勉手当	233
		1 勤勉手当	
		4 学習充実指導講師配置事業	△4,900
4 共済費	△1,650	1 報酬	△3,300
		4 会計年度任用職員報酬	
		54 学習充実指導講師	
		3 職員手当等	△800
		9 期末手当	
		5 期末手当 (会計年度任用職パートタイム)	
		4 共済費	△800
		6 社会保険料	
		5 社会保険料 (会計年度任用職パートタイム)	
1 報酬	△1,000	1 報酬	△1,000
		4 会計年度任用職員報酬	
		27 特別支援教育支援員	
		3 職員手当等	△500
		9 期末手当	
		5 期末手当 (会計年度任用職パートタイム)	
		4 共済費	△700
		6 社会保険料	
		5 社会保険料 (会計年度任用職パートタイム)	
3 職員手当等	△150	3 職員手当等	△150
		9 期末手当	
		5 期末手当 (会計年度任用職パートタイム)	
		4 共済費	△150
		6 社会保険料	
4 共済費	△150	6 社会保険料	
		5 社会保険料 (会計年度任用職パートタイム)	
		11 学校教育支援経費	50

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(2 事務局費)							
計	175,072	△7,563	167,509				△7,563

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	131,332	186	131,518				186
2 教育振興費	10,342	0	10,342	△18			18
計	141,674	186	141,860	△18			204

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	33,055	△95	32,960				△95
---------	--------	-----	--------	--	--	--	-----

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		1 報酬 50 4 会計年度任用職員報酬 100 教育業務支援員

1 報酬	△150	1 職員給与関係経費 (小学校費) △164 3 職員手当等 △174 9 期末手当 △200 3 期末手当 (一般職)
3 職員手当等	△174	10 勤勉手当 26 1 勤勉手当
4 共済費	△40	4 共済費 10 6 社会保険料 6 社会保険料 (再任用職員)
10 需用費	550	3 木原小学校学校管理費 300 10 需用費 300 5 光熱水費 1 電気使用料 5 安中小学校学校管理費 250 10 需用費 250 5 光熱水費 1 電気使用料 6 小学校運営事業費 △200 1 報酬 △150 4 会計年度任用職員報酬 22 用務手 △200 23 送迎バス添乗員 50 4 共済費 △50 6 社会保険料 5 社会保険料 (会計年度任用職パートタイム)
13 使用料及び賃借料	△500	2 小学校要保護準要保護児童就学援助費 500 19 扶助費 500 3 児童福祉扶助費 6 要保護、準要保護児童就学援助費
19 扶助費	500	5 大谷小学校教育振興事業費 △500 13 使用料及び賃借料 △500 2 賃借料 7 バス借上料

3 職員手当等	△95	1 職員給与関係経費 (中学校費) △95 3 職員手当等 △95 9 期末手当 △100 3 期末手当 (一般職) 10 勤勉手当 5 1 勤勉手当
---------	-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 教育振興費	14,022	△2,344	11,678	△301			△2,043
計	47,077	△2,439	44,638	△301			△2,138

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	93,475	△278	93,197				△278
計	93,475	△278	93,197				△278

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	97,878	△527	97,351	△141		△12	△374
-----------	--------	------	--------	------	--	-----	------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 使用料及び賃借料	△1,000	2 中学校要保護準要保護生徒援助費 △900 19 扶助費 △900 3 児童福祉扶助費 7 要保護、準要保護生徒就学援助費
19 扶助費	△1,344	3 中学校特別支援教育奨励費 △444 19 扶助費 △444 3 児童福祉扶助費 8 特別支援教育就学奨励費
		4 美浦中学校教育振興事業費 △1,000 13 使用料及び賃借料 △1,000 2 賃借料 7 バス借上料

3 職員手当等	△938	1 職員給与関係経費（幼稚園費） △878 3 職員手当等 △938 1 扶養手当 △120 1 扶養手当
4 共済費	60	9 期末手当 △1,000 3 期末手当（一般職）
10 需用費	600	10 勤勉手当 182 1 勤勉手当 4 共済費 60 4 公立学校共済組合負担金 1 公立学校共済組合負担金
		4 幼稚園管理費 600 10 需用費 600 5 光熱水費 1 電気使用料

3 職員手当等	△30	1 職員給与関係経費（社会教育総務費） 15 3 職員手当等 △30 9 期末手当 △300 3 期末手当（一般職）
4 共済費	45	10 勤勉手当 270 1 勤勉手当
7 報償費	△161	4 共済費 45 2 職員共済組合負担金 3 職員共済組合負担金（一般職）
13 使用料及び賃借料	△251	2 社会教育事務費 △281 13 使用料及び賃借料 △251 2 賃借料 7 バス借上料
18 負担金補助及び交付金	△130	18 負担金補助及び交付金 △30 10 補助金 7 ニュースリーダー

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1) 社会教育総務費							
2 公民館費	34,145	△770	33,375			20	△790
3 文化財保護費	20,670	△1,268	19,402			△980	△288
計	161,882	△2,565	159,317	△141		△972	△1,452

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育総務費	4,554	△1,067	3,487			△103	△964
2 体育施設費	3,593	100	3,693				100
4 学校給食費	135,332	△3,091	132,241			△2,705	△386

(単位：千円)

区分	金額	説明
		8 花いっぱい運動事業費 △100
		18 負担金補助及び交付金 △100
		10 補助金
		1 花いっぱい運動花苗購入費補助金
		10 訪問型家庭教育支援事業費 △161
		7 報償費 △161
		1 報償金
		3 事業協力者謝礼
7 報償費	△770	4 中央公民館事業費 △770
		7 報償費 △770
		1 報償金
		2 講師謝礼
7 報償費	△156	2 文化財施設管理費 △980
		12 委託料 △980
		5 業務委託料
		2 雑草除去委託料
12 委託料	△1,112	3 文化財保護事業費 △132
		12 委託料 △132
		5 業務委託料
		30 レプリカ作製委託料
		4 文化財活用事業費 △156
		7 報償費 △156
		1 報償金
		2 講師謝礼 △32
		3 事業協力者謝礼 △124

7 報償費	△170	3 体育振興費 △770
		7 報償費 △170
		1 報償金
		1 報奨金
13 使用料及び賃借料	△297	18 負担金補助及び交付金 △600
		10 補助金
		1 体育協会
18 負担金補助及び交付金	△600	5 スポーツ教室事業費 △297
		13 使用料及び賃借料 △297
		2 賃借料
		7 バス借上料
10 需用費	100	2 農林漁業者トレーニングセンター管理費 100
		10 需用費 100
		5 光熱水費
		1 電気使用料
3 職員手当等	△394	1 職員給与関係経費(学校給食費) △386
		3 職員手当等 △394
		9 期末手当 △500
		3 期末手当(一般職)
4 共済費	8	10 勤勉手当 106
		1 勤勉手当

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(4 学校給食費)							
計	183,142	△4,058	179,084			△2,808	△1,250

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	△2,705	4 共済費 8
		2 職員共済組合負担金
		3 職員共済組合負担金 (一般職)
		10 学校給食運営事業費 △2,705
		10 需用費 △2,705
		7 賄材料費
		2 賄材料費 (木原小学校) △470
3 賄材料費 (大谷小学校) △660		
4 賄材料費 (安中小学校) △105		
5 賄材料費 (美浦中学校) △1,470		

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)				
補正後	長等	2		13,920	4,470 (3.3)			2,070	20,460	1,965	22,425	
	議員	12	41,784		12,815 (3.3)				54,599	13,627	68,226	
	その他の 特別職	621	24,360						24,360		24,360	
	計	635	66,144	13,920	17,285			2,070	99,419	15,592	115,011	
補正前	長等	2		13,920	4,470 (3.25)			2,070	20,460	1,965	22,425	
	議員	12	41,784		13,415 (3.25)				55,199	13,627	68,826	
	その他の 特別職	621	23,363						23,363		23,363	
	計	635	65,147	13,920	17,885			2,070	99,022	15,592	114,614	
比較	長等											
	議員				△ 600				△ 600		△ 600	
	その他の 特別職		997						997		997	
	計		997		△ 600				397		397	

2. 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>75</u>) 164	70,855	584,877	416,295	1,072,027	184,599	1,256,626	
補正前	(<u>77</u>) 167	81,169	588,688	388,383	1,058,240	187,377	1,245,617	
比較	(<u>△ 2</u>) △ 3	△ 10,314	△ 3,811	27,912	13,787	△ 2,778	11,009	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	8,613	4,832	9,646		32,943	1,074	16,308	128,169	92,050	122,660	
	補正前	8,733	4,838	9,736		36,175	1,074	16,308	144,126	88,715	78,678	
	比較	△ 120	△ 6	△ 90		△ 3,232			△ 15,957	3,335	43,982	

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>8</u>) 130		505,557	372,454	878,011	152,256	1,030,267	
補正前	(<u>8</u>) 130		504,868	339,085	843,953	152,074	996,027	
比較	(<u> </u>)		689	33,369	34,058	182	34,240	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	8,613	4,832	8,051		28,713	1,074	16,308	101,777	92,050	111,036	
	補正前	8,733	4,838	8,141		31,945	1,074	16,308	112,277	88,715	67,054	
	比較	△ 120	△ 6	△ 90		△ 3,232			△ 10,500	3,335	43,982	

イ. 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>67</u> 34)	70,855	79,320	43,841	194,016	32,343	226,359	
補 正 前	(<u>69</u> 37)	81,169	83,820	49,298	214,287	35,303	249,590	
比 較	(<u>△ 2</u> △ 3)	△ 10,314	△ 4,500	△ 5,457	△ 20,271	△ 2,960	△ 23,231	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後			1,595		4,230			26,392		11,624	
	補 正 前			1,595		4,230			31,849		11,624	
	比 較								△ 5,457			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外)

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	689	給与改定に伴う増減分	689 行政職 技能労務職	若年層を中心に200円～4,000円の引上げ 改定率 1級1.9%、2級1.2%、3級0.4%
		昇給に伴う増減分		行政職 技能労務職
		その他の増減分		退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他
職 員 手 当	33,369	制度改正に伴う増減分	3,335 期末手当 勤勉手当	
		その他の増減分	30,034 扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	Δ 120 Δ 6 Δ 90 Δ 3,232 Δ 10,500 43,982

3. 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

（単位：円）

区 分		行政職	技能労務職
令和5年3月1日現在	平均給料月額	329,403	317,840
	平均給与月額	380,493	325,520
	平均年令	42歳4月	56歳1月
令和4年12月1日現在	平均給料月額	324,037	317,080
	平均給与月額	360,962	325,160
	平均年令	42歳1月	55歳10月

イ. 初 任 給

（単位：円）

区 分	行政職	技能労務職	国の制度	
			行政職	技能労務職
高 校 卒	150,600	147,900	150,600	147,900
大 学 卒	182,200	-	182,200	-

ウ. 等級別職員数

区 分	行政職			技能労務職		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和5年3月1日現在	7	() 4	() 3.2%	4	() 5	() 100.0%
	6	() 18	() 14.4%	3	()	()
	5	() 17	() 13.6%	2	()	()
	4	() 33	() 26.4%	1	()	()
	3	() 27	() 21.6%			
	2	() 19	() 15.2%			
	1	() 7	() 5.6%			
	計	() 125	() 100.0%	計	() 5	() 100.0%
令和4年12月1日現在	7	() 4	() 3.2%	4	() 5	() 100.0%
	6	() 14	() 11.2%	3	()	()
	5	() 21	() 16.8%	2	()	()
	4	() 33	() 26.4%	1	()	()
	3	() 22	() 17.6%			
	2	() 22	() 17.6%			
	1	() 9	() 7.2%			
	計	() 125	() 100.0%	計	() 5	() 100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士、幼稚園の教諭、幼稚園の助教諭	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士、幼稚園の教諭、幼稚園の助教諭	主任、係長、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任社会福祉士、幼稚園の主任教諭	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、室長補佐、局長補佐及び出先機関の長の補佐、職務を指揮、監督する出先機関の長、課長、室長及び局長、幼稚園の教頭、園長	特に困難な職務を分掌する課長、局長及び室長、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長、幼稚園長	部長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等(以下「用務手等」という。)調理師自動車運転手	用務手等調理師自動車運転手	相当の経験を有する用務手等相当の技能又は経験を有する調理師相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等高度の技能又は経験を有する調理師高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇 給

区分	合計	代表的な職種			
		行政職	技能労務職		
補正後	職員数 (A) (人)	130	125	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					
補正前	職員数 (A) (人)	130	125	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					

オ. 期末手当 ・ 勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(1.125) 2.150	(1.175) 2.250	(2.30) 4.40	有	
補 正 前	(1.125) 2.150	(1.125) 2.150	(2.25) 4.30	有	
国の制度	(1.125) 2.150	(1.175) 2.250	(2.30) 4.40	有	

() 内は、再任用職員である。

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第18号

令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度美浦村の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,691,450千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月1日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		1,140,589	17,243	1,157,832
	1 県補助金	1,140,588	17,243	1,157,831
6 繰入金		168,287	△17,294	150,993
	1 他会計繰入金	153,287	△17,294	135,993
歳入合計		1,691,501	△51	1,691,450

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		48,239	△263	47,976
	1 総務管理費	44,774	△203	44,571
	3 運営協議会費	135	△60	75
2 保険給付費		1,119,135	17,243	1,136,378
	1 療養諸費	968,859	10,000	978,859
	2 高額療養費	143,680	7,243	150,923
6 基金積立金		27,193	△17,031	10,162
	1 基金積立金	27,193	△17,031	10,162
歳 出 合 計		1,691,501	△51	1,691,450

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	1,140,589	17,243	1,157,832
6 繰入金	168,287	△17,294	150,993
歳入合計	1,691,501	△51	1,691,450

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	48,239	△263	47,976			△263	
2 保険給付費	1,119,135	17,243	1,136,378	17,243			
6 基金積立金	27,193	△17,031	10,162				△17,031
歳 出 合 計	1,691,501	△51	1,691,450	17,243		△263	△17,031

2 歳 入
(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 保険給付費等交付金	1,140,588	17,243	1,157,831
計	1,140,588	17,243	1,157,831

節		説明	
区分	金額		
1 普通交付金	17,243	1 普通交付金	17,243

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	153,287	△17,294	135,993
計	153,287	△17,294	135,993

1 保険基盤安定繰入金	△16,789	5 保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 10 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	△5,167 △11,622
2 職員給与費等繰入金	△263	5 職員給与費等繰入金	△263
4 財政安定化支援事業繰入金	△49	5 財政安定化支援事業繰入金	△49
5 未就学児均等割保険税繰入金	△193	1 未就学児均等割保険税繰入金	△193

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	43,945	△203	43,742			△203	
計	44,774	△203	44,571			△203	

節		説明
区分	金額	
		1 職員給与関係経費（国保費） △203
2 給料	53	2 給料 53
		2 一般職給
		1 一般職給
3 職員手当等	△256	3 職員手当等 △256
		9 期末手当
		3 期末手当（一般職）
		10 勤勉手当 144
		1 勤勉手当

(款) 1 総務費

(項) 3 運営協議会費

1 運営協議会費	135	△60	75			△60	
計	135	△60	75			△60	

		2 国民健康保険運営協議会運営費 △60
1 報酬	△50	1 報酬 △50
		3 非常勤職員報酬
		14 国民健康保険運営協議会委員
8 旅費	△10	8 旅費 △10
		1 費用弁償
		1 費用弁償

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

1 一般被保険者療養給付費	957,485	10,000	967,485	10,000			
計	968,859	10,000	978,859	10,000			

		2 一般被保険者療養給付費 10,000
18 負担金補助及び交付金	10,000	18 負担金補助及び交付金 10,000
		5 負担金
		5 一般被保険者療養給付費負担金

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	143,578	7,243	150,821	7,243			
計	143,680	7,243	150,923	7,243			

		2 一般被保険者高額療養費 7,243
18 負担金補助及び交付金	7,243	18 負担金補助及び交付金 7,243
		5 負担金
		5 高額療養費

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 支払準備基金積立金	27,193	△17,031	10,162				△17,031
計	27,193	△17,031	10,162				△17,031

		2 支払準備基金 △17,031
24 積立金	△17,031	24 積立金 △17,031
		10 支払準備基金積立金
		1 支払準備基金積立金

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補正後	長等										
	議員										
	その他の 特別職	10	50					50		50	
	計	10	50					50		50	
補正前	長等										
	議員										
	その他の 特別職	10	100					100		100	
	計	10	100					100		100	
比較	長等										
	議員										
	その他の 特別職		△ 50					△ 50		△ 50	
	計		△ 50					△ 50		△ 50	

2. 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>1</u> / 5)	1,051	18,700	11,682	31,433	5,517	36,950	
補正前	(<u>1</u> / 5)	1,051	18,647	11,938	31,636	5,517	37,153	
比較	()		53	△ 256	△ 203		△ 203	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後		324	356		750		432	3,807	3,475	2,538	
	補正前		324	356		750		432	4,207	3,331	2,538	
	比較								△ 400	144		

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>5</u> / 5)		18,700	11,458	30,158	5,517	35,675	
補正前	(<u>5</u> / 5)		18,647	11,714	30,361	5,517	35,878	
比較	()		53	△ 256	△ 203		△ 203	

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後		324	356		750		432	3,583	3,475	2,538	
	補正前		324	356		750		432	3,983	3,331	2,538	
	比較								△ 400	144		

イ. 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(1)	1,051		224	1,275		1,275	
補 正 前	(1)	1,051		224	1,275		1,275	
比 較	()							

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後								224			
	補 正 前								224			
	比 較											

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外)

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	53	給与改定に伴う増減分	53 一般行政職 技能労務職	若年層を中心に200円～4,000円の引上げ 改定率 1級0.0%、2級1.1%、3級0.4%
		昇給に伴う増減分	一般行政職 技能労務職	
		その他の増減分	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況 (会計年度任用職員以外) 現に在職する 職員数 計 本年度 5 人 5 人 前年度 5 人 5 人 増減 人 人 採用、退職の状況 採用 退職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職員手当	△ 256	制度改正に伴う増減分	144 期末手当 勤勉手当	
		その他の増減分	△ 400 扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	△ 400

3. 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

(単位：円)

区 分	一 般 行 政 職	
令和5年3月1日現在	平均給料月額	319,200
	平均給与月額	340,659
	平均年令	40歳0月
令和4年9月1日現在	平均給料月額	307,960
	平均給与月額	357,129
	平均年令	39歳6月

イ. 初 任 給

(単位：円)

区 分	一般行政職	国の制度
		一般行政職
高 校 卒	150,600	150,600
大 学 卒	182,200	182,200

ウ. 等級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年3月1日現在	7	()	()
	6	() 1	() 20.0%
	5	()	()
	4	() 2	() 40.0%
	3	() 1	() 20.0%
	2	() 1	() 20.0%
	1	()	()
	計	() 5	() 100.0%
令和4年9月1日現在	7	()	()
	6	()	()
	5	() 1	() 20.0%
	4	() 2	() 40.0%
	3	()	()
	2	() 2	() 40.0%
	1	()	()
	計	() 5	() 100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、主事	困難な職務を分掌する主事	主任、係長	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、課長	特に困難な職務を分掌する課長	部長

エ. 昇 給

区分	合計	代表的な職種		
		一般行政職		
補正後	職員数 (A) (人)	5	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)				
補正前	職員数 (A) (人)	5	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)				

オ. 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	($\frac{1.125}{2.150}$)	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{2.30}{4.40}$)	有	
補正前	($\frac{1.125}{2.150}$)	($\frac{1.125}{2.150}$)	($\frac{2.25}{4.30}$)	有	
国の制度	($\frac{1.125}{2.150}$)	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{2.30}{4.40}$)	有	

() 内は、再任用職員である。

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第19号

令和4年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度美浦村の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ905千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,423,253千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月1日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
【保険事業勘定】				
3 国庫支出金		264,000	82	264,082
	2 国庫補助金	36,729	82	36,811
7 繰入金		264,217	△987	263,230
	1 一般会計繰入金	225,953	215	226,168
	2 基金繰入金	37,264	△1,202	36,062
保険事業勘定歳入合計		1,420,158	△905	1,419,253
歳入合計		1,424,158	△905	1,423,253

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
【保険事業勘定】				
1 総務費		36,513	△870	35,643
	1 総務管理費	27,051	98	27,149
	5 事業計画推進委員会費	2,619	△968	1,651
2 保険給付費		1,263,859	0	1,263,859
	1 介護サービス等諸費	1,149,404	△2,525	1,146,879
	2 介護予防サービス等諸費	22,203	1,800	24,003
	3 その他の諸費	900	10	910
	4 高額介護サービス等費	24,050	650	24,700
	5 高額医療合算介護サービス等費	3,250	50	3,300
	6 特定入所者介護サービス等費	64,052	15	64,067
6 地域包括支援センター費		24,320	△35	24,285
	1 総務管理費	24,320	△35	24,285
保険事業勘定歳出合計		1,420,158	△905	1,419,253
歳 出 合 計		1,424,158	△905	1,423,253

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	264,000	82	264,082
7 繰入金	264,217	△987	263,230
歳入合計	1,420,158	△905	1,419,253

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	36,513	△870	35,643			△968	98
2 保険給付費	1,263,859	0	1,263,859				
6 地域包括支援センター 費	24,320	△35	24,285				△35
歳 出 合 計	1,420,158	△905	1,419,253			△968	63

2 歳入
(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 調整交付金	25,279	82	25,361
計	36,729	82	36,811

節		説明	
区分	金額		
3 特別調整交付金	82	5 特別調整交付金	82

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

2 その他一般会計繰入金	47,627	△905	46,722
3 低所得者保険料軽減繰入金	14,621	1,120	15,741
計	225,953	215	226,168

1 職員給与費等繰入金	△905	1 職員給与費等繰入金	△905
1 現年度分	287	1 現年度分	287
2 過年度分	833	5 過年度分	833

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	37,264	△1,202	36,062
計	37,264	△1,202	36,062

1 介護給付費準備基金繰入金	△1,202	1 介護給付費準備基金繰入金	△1,202
----------------	--------	----------------	--------

3 歳 出
(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	27,051	98	27,149				98
計	27,051	98	27,149				98

(款) 1 総務費

(項) 5 事業計画推進委員会費

1 事業計画推進委員会費	2,619	△968	1,651			△968	
計	2,619	△968	1,651			△968	

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

1 居宅介護サービス給付費	360,000	△1,125	358,875				△1,125
3 地域密着型介護サービス給付費	233,000	△5,500	227,500				△5,500
7 居宅介護福祉用具購入費	1,400	100	1,500				100
9 居宅介護サービス計画給付費	42,000	4,000	46,000				4,000
計	1,149,404	△2,525	1,146,879				△2,525

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

1 介護予防サービス給付費	14,400	1,200	15,600				1,200
3 地域密着型介護予防サービス給付費	1,000	500	1,500				500
6 介護予防住宅改修費	2,400	100	2,500				100
計	22,203	1,800	24,003				1,800

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	44	1 職員給与関係経費（介護保険費） 98 2 給料 44 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	54	3 職員手当等 54 10 勤勉手当 1 勤勉手当

12 委託料	△968	2 高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会費 △968 12 委託料 △968 5 業務委託料 1 第9期介護保険事業計画策定委託料
--------	------	---------------------------------------------------------------------------------------------

18 負担金補助及び交付金	△1,125	2 居宅介護サービス給付費 △1,125 18 負担金補助及び交付金 △1,125 5 負担金 5 居宅介護サービス給付費
18 負担金補助及び交付金	△5,500	2 地域密着型介護サービス給付費 △5,500 18 負担金補助及び交付金 △5,500 5 負担金 5 地域密着型介護サービス給付費
18 負担金補助及び交付金	100	2 居宅介護福祉用具購入費 100 18 負担金補助及び交付金 100 5 負担金 5 居宅介護福祉用具購入費
18 負担金補助及び交付金	4,000	2 居宅介護サービス計画給付費 4,000 18 負担金補助及び交付金 4,000 5 負担金 5 居宅介護サービス計画給付費

18 負担金補助及び交付金	1,200	2 介護予防サービス給付費 1,200 18 負担金補助及び交付金 1,200 5 負担金 5 介護予防サービス給付費
18 負担金補助及び交付金	500	2 地域密着型介護予防サービス給付費 500 18 負担金補助及び交付金 500 5 負担金 5 地域密着型介護予防サービス給付費
18 負担金補助及び交付金	100	2 介護予防住宅改修費 100 18 負担金補助及び交付金 100 5 負担金 5 介護予防住宅改修費

(款) 2 保険給付費

(項) 3 その他の諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 審査支払手数料	900	10	910				10
計	900	10	910				10

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等費

1 高額介護サービス費	24,000	650	24,650				650
計	24,050	650	24,700				650

(款) 2 保険給付費

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

1 高額医療合算介護サービス費	3,200	50	3,250				50
計	3,250	50	3,300				50

(款) 2 保険給付費

(項) 6 特定入所者介護サービス等費

3 特定入所者介護予防サービス費	50	15	65				15
計	64,052	15	64,067				15

(款) 6 地域包括支援センター費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	24,320	△35	24,285				△35
計	24,320	△35	24,285				△35

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 役務費	10	2 審査支払手数料 10 11 役務費 10 4 手数料 9 審査支払手数料

18 負担金補助及び交付金	650	2 高額介護サービス費 650 18 負担金補助及び交付金 650 5 負担金 5 高額介護サービス費
---------------	-----	----------------------------------------------------------------------------

18 負担金補助及び交付金	50	2 高額医療合算介護サービス費 50 18 負担金補助及び交付金 50 5 負担金 5 高額医療合算介護サービス費
---------------	----	----------------------------------------------------------------------------------

18 負担金補助及び交付金	15	2 特定入所者介護予防サービス費 15 18 負担金補助及び交付金 15 5 負担金 5 特定入所者介護予防サービス費
---------------	----	------------------------------------------------------------------------------------

3 職員手当等	△57	1 職員給与関係経費（地域包括） △35 3 職員手当等 △57 9 期末手当 △150 3 一般職
4 共済費	22	10 勤勉手当 93 1 勤勉手当 4 共済費 22 2 職員共済組合負担金 3 職員共済組合負担金（一般職）

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補正後	長等										
	議員										
	その他の 特別職	25	1,734					1,734		1,734	
	計	25	1,734					1,734		1,734	
補正前	長等										
	議員										
	その他の 特別職	25	1,734					1,734		1,734	
	計	25	1,734					1,734		1,734	
比較	長等										
	議員										
	その他の 特別職										
	計										

2. 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u>1</u>) 7	962	24,826	15,153	40,941	7,304	48,245	
補正前	(<u>1</u>) 7	962	24,782	15,156	40,900	7,282	48,182	
比較	(<u> </u>)		44	△ 3	41	22	63	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	720	288	414		880		324	5,262	3,888	3,377	
	補正前	720	288	414		880		324	5,412	3,741	3,377	
	比較								△ 150	147		

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(<u> </u>) 6		22,499	14,104	36,603	6,695	43,298	
補正前	(<u> </u>) 6		22,455	14,107	36,562	6,673	43,235	
比較	(<u> </u>)		44	△ 3	41	22	63	

()内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	720	288	328		850		324	4,644	3,888	3,062	
	補正前	720	288	328		850		324	4,794	3,741	3,062	
	比較								△ 150	147		

イ. 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(<u>1</u>) 1	962	2,327	1,049	4,338	609	4,947	
補 正 前	(<u>1</u>) 1	962	2,327	1,049	4,338	609	4,947	
比 較	(<u> </u>)							

() 内は、短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備 考
	補 正 後			86		30			618		315	
	補 正 前			86		30			618		315	
	比 較											

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外）

（単位：千円）

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考		
給 料	44	給与改定に伴う増減分	44	一般行政職 技能労務職	44	若年層を中心に200円～4,000円の引上げ 改定率 1級0.0%、2級1.3%、3級0.0%
		昇給に伴う増減分		一般行政職 技能労務職		
		その他の増減分		退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他		職員数の異動状況（会計年度任用職員以外） 現に在職する 職員数 計 補正後 6 人 6 人 補正前 6 人 6 人 増 減 人 人 採用、退職の状況 採 用 退 職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職 員 手 当	△ 3	制度改正に伴う増減分	147	期末手当 勤勉手当	147	
		その他の増減分	△ 150	扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	△ 150	

3. 給与及び手当の状況（会計年度任用職員以外）

ア. 職員一人当たりの給与

(単位：円)

区 分	一 般 行 政 職	
令和5年3月1日現在	平均給料月額	316,483
	平均給与月額	347,349
	平均年令	40歳5月
令和4年9月1日現在	平均給料月額	310,333
	平均給与月額	347,524
	平均年令	39歳11月

イ. 初 任 給

(単位：円)

区 分	一般行政職	国の制度
		一般行政職
高 校 卒	150,600	150,600
大 学 卒	182,200	182,200

ウ. 等級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年3月1日現在	7	()	()
	6	()	()
	5	() 1	() 16.7%
	4	() 3	() 50.0%
	3	() 1	() 16.7%
	2	() 1	() 16.7%
	1	()	()
	計	() 6	() 100.0%
令和4年9月1日現在	7	()	()
	6	()	()
	5	() 1	() 16.7%
	4	() 3	() 50.0%
	3	() 1	() 16.7%
	2	() 1	() 16.7%
	1	()	()
	計	() 6	() 100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、主事	困難な職務を分掌する主事	主任、係長	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、課長	特に困難な職務を分掌する課長	部長

エ. 昇 給

区分	合計	代表的な職種		
		一般行政職		
補正後	職員数 (A) (人)	6	6	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
	比率 (B) / (A) (%)			
特別昇給に係る職員数 (人)				
補正前	職員数 (A) (人)	6	6	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
	比率 (B) / (A) (%)			
特別昇給に係る職員数 (人)				

オ. 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	(<u>1.125</u>) 2.150	(<u>1.175</u>) 2.250	(<u>2.30</u>) 4.40	有	
補正前	(<u>1.125</u>) 2.150	(<u>1.125</u>) 2.150	(<u>2.25</u>) 4.30	有	
国の制度	(<u>1.125</u>) 2.150	(<u>1.175</u>) 2.250	(<u>2.30</u>) 4.40	有	

() 内は、再任用職員である。

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議案第20号

令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和4年度美浦村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,041千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188,925千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月1日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		144,960	△2,038	142,922
	1 後期高齢者医療保険料	144,960	△2,038	142,922
3 繰入金		44,364	△3	44,361
	1 一般会計繰入金	44,364	△3	44,361
歳入合計		190,966	△2,041	188,925

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		185,886	△2,038	183,848
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	185,886	△2,038	183,848
4 予備費		2,000	△3	1,997
	1 予備費	2,000	△3	1,997
歳 出 合 計		190,966	△2,041	188,925

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	144,960	△2,038	142,922
3 繰入金	44,364	△3	44,361
歳入合計	190,966	△2,041	188,925

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域連 合納付金	185,886	△2,038	183,848			△2,038	
4 予備費	2,000	△3	1,997			△3	
歳 出 合 計	190,966	△2,041	188,925			△2,041	

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 特別徴収保険料	101,891	△5,430	96,461
2 普通徴収保険料	43,069	3,392	46,461
計	144,960	△2,038	142,922

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	3,458	△3	3,455
計	44,364	△3	44,361

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分特別徴収保険料	△5,430	5 現年度分特別徴収保険料	△5,430
1 現年度分普通徴収保険料	3,392	5 現年度分普通徴収保険料	3,392

1 事務費繰入金	△3	5 事務費繰入金	△3
----------	----	----------	----

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 後期高齢者医療広域連合納付金	185,886	△2,038	183,848			△2,038	
計	185,886	△2,038	183,848			△2,038	

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

1 予備費	2,000	△3	1,997			△3	
計	2,000	△3	1,997			△3	

節		説明
区分	金額	
		2 後期高齢者医療広域連合納付金 △2,038
18 負担金補助及び交付金	△2,038	18 負担金補助及び交付金 △2,038 5 負担金 3 茨城県後期高齢者医療広域連合保険料納付金

29 予備費	△3	2 予備費 △3
--------	----	------------------------

議案第21号

令和4年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和4年度美浦村の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度美浦村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	549,795千円	△8,910千円	540,885千円
第1項 営業収益	527,510千円	△13,104千円	514,406千円
第2項 営業外収益	22,283千円	4,194千円	26,477千円
支 出			
第1款 水道事業費用	555,010千円	10,752千円	565,762千円
第1項 営業費用	529,204千円	1,281千円	530,485千円
第2項 営業外費用	22,704千円	4,254千円	26,958千円
第3項 特別損失	102千円	5,217千円	5,319千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額121,591千円は、消費税等資本的収支調整額4,497千円及び損益勘定留保資金117,094千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	2,049千円	1,144千円	3,193千円
第2項 加入分担金	2,046千円	1,144千円	3,190千円
支 出			
第1款 資本的支出	124,784千円	0千円	124,784千円

令和5年3月1日提出

美浦村長 中 島 栄

令和4年度 美浦村水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業収益			549,795	△ 8,910	540,885	
	1. 営業収益		527,510	△ 13,104	514,406	
		1. 給水収益	521,349	△ 13,208	508,141	
		2. 受託工事収益	1,099	104	1,203	
	2. 営業外収益		22,283	4,194	26,477	
		2. 他会計補助金	1	4,194	4,195	

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			555,010	10,752	565,762	
	1. 営業費用		529,204	1,281	530,485	
		1. 受水費	290,302	1,000	291,302	
		2. 配水及び給水費	73,367	41	73,408	
		4. 総係費	48,125	240	48,365	
	2. 営業外費用		22,704	4,254	26,958	
		3. 消費税及び地方消費税	9,274	4,254	13,528	
	3. 特別損失		102	5,217	5,319	
		2. その他特別損失	1	5,217	5,218	

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的収入			2,049	1,144	3,193	
	2. 加入分担金		2,046	1,144	3,190	
		1. 加入分担金	2,046	1,144	3,190	

令和4年度 美浦村水道事業予定キャッシュフロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

(単位:円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 5,462	△ 13,976	△ 19,438
減価償却費	116,403	0	116,403
資産減耗費	1	0	1
貸倒引当金の増減額(△は減少)	0	0	0
修繕引当金の増減額(△は減少)	1	0	1
賞与引当金の増減額(△は減少)	775	0	775
長期前受金戻入額	△ 22,278	0	△ 22,278
受取利息及び受取配当金	△ 1	0	△ 1
支払利息	13,329	0	13,329
未収金の増減額(△は増加)	1,000	5,217	6,217
未払金の増減額(△は減少)	△ 3,111	△ 1,328	△ 4,439
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 4,512	0	△ 4,512
小計	96,145	△ 10,087	86,058
利息及び配当金の受取額	1	0	1
利息の支払額	△ 13,329	0	△ 13,329
業務活動によるキャッシュ・フロー	82,817	△ 10,087	72,730
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 47,898	0	△ 47,898
他会計補助金による収入	0	0	0
工事負担金による収入	0	0	0
加入金による収入	1,860	1,040	2,900
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 46,038	1,040	△ 44,998
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 72,129	0	△ 72,129
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 72,129	0	△ 72,129
資金増加額(又は減少額)	△ 35,350	△ 9,047	△ 44,397
資金期首残高	979,529	0	979,529
資金期末残高	944,179	△ 9,047	935,132

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位:千円)

		職員数		給 与 費					法 定 福 利 費	合 計
		特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金	手当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		6	1,737	17,457		11,567	30,761	5,334	36,095
	資本勘定支弁職員									
	合 計		6	1,737	17,457		11,567	30,761	5,334	36,095
補 正 前	損益勘定支弁職員		6	1,737	17,436		11,534	30,707	5,624	36,331
	資本勘定支弁職員									
	合 計		6	1,737	17,436		11,534	30,707	5,624	36,331
比 較	損益勘定支弁職員				21		33	54	△ 290	△ 236
	資本勘定支弁職員									
	合 計				21		33	54	△ 290	△ 236

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	558		176		901	324	4,226	3,240	2,142
	補正前	558		176		901	324	4,324	3,104	2,147
	比 較							△ 98	136	△ 5

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

		職員数		給 与 費					法 定 福 利 費	合 計
		特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金	手当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		5		17,457		11,184	28,641	4,941	33,582
	資本勘定支弁職員									
	合 計		5		17,457		11,184	28,641	4,941	33,582
補 正 前	損益勘定支弁職員		5		17,436		11,151	28,587	5,231	33,818
	資本勘定支弁職員									
	合 計		5		17,436		11,151	28,587	5,231	33,818
比 較	損益勘定支弁職員				21		33	54	△ 290	△ 236
	資本勘定支弁職員									
	合 計				21		33	54	△ 290	△ 236

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	558		176		901	324	3,843	3,240	2,142
	補正前	558		176		901	324	3,941	3,104	2,147
	比 較							△ 98	136	△ 5

イ. 会計年度任用職員

(単位:千円)

	職員数	給 与 費					法定福利費	合 計		
		特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金			手当	計
補正後	損益勘定支弁職員		1	1,737			383	2,120	393	2,513
	資本勘定支弁職員									
	合 計		1	1,737			383	2,120	393	2,513
補正前	損益勘定支弁職員		1	1,737			383	2,120	393	2,513
	資本勘定支弁職員									
	合 計		1	1,737			383	2,120	393	2,513
比較	損益勘定支弁職員									
	資本勘定支弁職員									
	合 計									

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後							383		
	補正前							383		
	比 較									

2. 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外)

(単位:千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	21	給与改定に伴う増減分	21 行政職	21 若年層を中心に200円～4,000円の引上げ 改定率 1級0.0%、2級0.0%、3級0.3%
		昇給に伴う増減分	行政職	
		その他の増減分	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況(会計年度任用職員以外) 現に在職する 職員数 その他 計 補正後 5人 人 5人 補正前 5人 人 5人 増減 人 人 人 採用、退職の状況 採用 退職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職員手当	33	制度改正に伴う増減分	136 期末手当 136 勤勉手当	
		その他の増減分	△ 103 扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	△ 98 △ 5

3. 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位:円)

区 分		事 務 職	技 術 職
令和5年3月1日現在	平均給料月額	346,233	280,300
	平均給与月額	378,120	288,800
	平均年令	42歳 6月	34歳 7月
令和4年12月1日現在	平均給料月額	342,300	266,500
	平均給与月額	399,754	281,420
	平均年令	42歳 3月	34歳 4月

イ. 初 任 給

(単位:円)

区 分	行政職	一般会計の制度	
		一般行政職	
高 校 卒	150,600	150,600	
大 学 卒	182,200	182,200	

ウ. 等級別職員数

区 分	行政職			一般会計の制度		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年3月1日現在	7	()	()	7	()	()
	6	()	()	6	()	()
	5	1	25.0%	5	()	()
	4	1	25.0%	4	()	()
	3	2	50.0%	3	()	()
	2	()	()	2	()	()
	1	()	()	1	()	()
	計	4	100.0%	計	()	()
令和4年12月1日現在	7	()	()	7	()	()
	6	()	()	6	()	()
	5	1	25.0%	5	()	()
	4	1	25.0%	4	()	()
	3	2	50.0%	3	()	()
	2	()	()	2	()	()
	1	()	()	1	()	()
	計	4	100.0%	計	()	()

(級別の標準的な職務内容)

区 分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、技師補、主事、技師の職務	困難な職務を分掌する主事、技師の職務	主任、係長の職務	困難な職務を分掌する係長の職務、主査、主任主査の職務	困難な職務を分掌する主任主査の職務、課長補佐及び出先機関の長を補佐する職務、課長の職務	特に困難な職務を分掌する課長の職務、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長の職務	部長の職務

エ. 昇 給

区 分		合 計	代表的な職種			
補 正 後	職員数(A)(人)	4				
	昇給に係る職員数(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)				
		4号給(人)				
		6号給(人)				
		8号給(人)				
	号給(人)					
比 率(B)/(A) (%)						
特別昇給に係る職員数(人)						
補 正 前	職員数(A)(人)	4				
	昇給に係る職員数(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)				
		4号給(人)				
		6号給(人)				
		8号給(人)				
	号給(人)					
比 率(B)/(A) (%)						
特別昇給に係る職員数(人)						

オ. 特殊勤務手当

	全職種			
給料総額に対する比率(%)	0			
支給対象職員の比率(%)	0			
代表的な特殊勤務手当の名称				

カ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	($\frac{1.125}{2.150}$)	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{2.30}{4.40}$)	有	
補正前	($\frac{1.125}{2.150}$)	($\frac{1.125}{2.150}$)	($\frac{2.25}{4.30}$)	有	
一般会計の制度	($\frac{1.125}{2.150}$)	($\frac{1.175}{2.250}$)	($\frac{2.30}{4.40}$)	有	

()内は、再任用職員である。

キ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(2~20%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	同上	

ク. その他の手当

区 分	一般会計の制度との差異	差異の内容
扶養手当	一般会計の制度に同じ	
地域手当	〃	
住居手当	〃	
通勤手当	〃	

令和4年度 美浦村水道事業会計補正予算明細書

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1.	水道事業収益		549,795	△ 8,910	540,885
	1.	営業収益	527,510	△ 13,104	514,406
		1.	給水収益	△ 13,208	508,141
		2.	受託工事収益	104	1,203
	2.	営業外収益	22,283	4,194	26,477
		2.	他会計補助金	4,194	4,195

節		説 明	
区 分	金 額		
医院用料金	2,573	・医院用料金	2,573
業務用料金	△ 20,522	・業務用料金	△ 20,522
営業用1種料金	4,741	・営業用1種料金	4,741
手数料	104	・給水工事手数料	104
一般会計補助金	4,194	・一般会計補助金(電気料金高騰分)	4,194

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1.	水道事業費用		555,010	10,752	565,762
	1.	営業費用	529,204	1,281	530,485
		1. 受水費	290,302	1,000	291,302
		2. 配水及び給水費	73,367	41	73,408
		4. 総係費	48,125	240	48,365
	2.	営業外費用	22,704	4,254	26,958
		3. 消費税及び地方消費税	9,274	4,254	13,528
	3.	特別損失	102	5,217	5,319
		2. その他特別損失	1	5,217	5,218

節		説 明	
区 分	金 額		
受水費	1,000	・受水費	1,000
給料	13	・職員給料	13
手当	△ 67	・期末手当	△ 100
		・勤勉手当	28
		・退職手当負担金	5
法定福利費	△ 290	・職員共済組合負担金	△ 290
動力費	385	・電気料	385
給料	8	・職員給料	8
手当	100	・期末手当	2
		・勤勉手当	108
		・退職手当負担金	△ 10
委託料	132	・クレジット支払いシステム利用料	132
消費税及び地方消費税納付金	4,254	・消費税及び地方消費税納付金	4,254
その他特別損失	5,217	・その他特別損失	5,217

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 資本的収入			2,049	1,144	3,193
	2. 加入分担金		2,046	1,144	3,190
		1. 加入分担金	2,046	1,144	3,190

節		説 明
区 分	金 額	
加入分担金	1,144	・加入分担金 1,144

議案第22号

令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和4年度美浦村の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度美浦村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 事業収益	710,891千円	9,994千円	720,885千円
第2項 営業外収益	387,605千円	9,994千円	397,599千円
支 出			
第1款 事業費用	844,515千円	5,712千円	850,227千円
第1項 営業費用	762,319千円	2,369千円	764,688千円
第3項 特別損失	502千円	3,343千円	3,845千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額71,150千円は、消費税等資本的収支調整額28,468千円及び損益勘定留保資金42,682千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	1,154,808千円	△106,310千円	1,048,498千円
第1項 企業債	473,700千円	△24,800千円	448,900千円
第3項 補助金	668,499千円	△81,510千円	586,989千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,247,936千円	△128,288千円	1,119,648千円
第1項 建設改良費	973,591千円	△128,288千円	845,303千円

令和5年3月1日提出

美浦村長 中 島 栄

令和4年度 美浦村下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 事業収益			710,891	9,994	720,885	
	2. 営業外収益		387,605	9,994	397,599	
		2. 他会計補助金	53,727	21,691	75,418	
		3. 補助金	23,110	△ 13,853	9,257	
		4. 長期前受金戻入	299,575	2,156	301,731	

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 事業費用			844,515	5,712	850,227	
	1. 営業費用		762,319	2,369	764,688	
		1. 管渠費(公共 下水道事業)	17,071	829	17,900	
		2. 管渠費(農業 集落排水事業)	23,943	548	24,491	
		3. 処理場費(公共 下水道事業)	120,589	6,722	127,311	
		4. 処理場費(農業 集落排水事業)	71,764	4,401	76,165	
		5. 業務費	28,963	△ 15,713	13,250	
		6. 総係費	31,216	△ 575	30,641	
	7. 減価償却費	468,771	6,157	474,928		
	3. 特別損失		502	3,343	3,845	
		3. その他特別損失	300	3,343	3,643	

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的収入			1,154,808	△ 106,310	1,048,498	
	1. 企業債		473,700	△ 24,800	448,900	
		1. 企業債	473,700	△ 24,800	448,900	
	3. 補助金		668,499	△ 81,510	586,989	
		1. 補助金	668,499	△ 81,510	586,989	

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			1,247,936	△ 128,288	1,119,648	
	1. 建設改良費		973,591	△ 128,288	845,303	
		1. 管渠建設改良費 (公共下水道事業)	248,856	△ 42,831	206,025	
		3. 処理場建設改良費 (公共下水道事業)	724,732	△ 85,457	639,275	

令和4年度 美浦村下水道事業予定キャッシュフロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

(単位:円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 144,755	7,633	△ 137,122
減価償却費	468,765	6,157	474,922
貸倒引当金の増減額(△は減少)	270	0	270
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 35	0	△ 35
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	1	0	1
長期前受金戻入額	△ 299,577	△ 2,157	△ 301,734
受取利息及び受取配当金	0	0	0
支払利息	68,393	0	68,393
未収金の増減額(△は増加)	△ 6,551	0	△ 6,551
未払金の増減額(△は減少)	△ 294	10,955	10,661
たな卸資産の増減額(△は増加)	0	0	0
小計	86,217	22,588	108,805
利息及び配当金の受取額	0	0	0
利息の支払額	△ 68,393	0	△ 68,393
業務活動によるキャッシュ・フロー	17,824	22,588	40,412
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 886,664	116,609	△ 770,055
補助金による収入	612,876	△ 81,509	531,367
工事負担金による収入	0	0	0
加入金による収入	12,604	0	12,604
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 261,184	35,100	△ 226,084
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の収入	473,655	△ 24,800	448,855
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 274,343	0	△ 274,343
財務活動によるキャッシュ・フロー	199,312	△ 24,800	174,512
資金増加額(又は減少額)	△ 44,048	32,888	△ 11,160
資金期首残高	650,886	0	650,886
資金期末残高	606,838	32,888	639,726

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位:千円)

	職員数		給 与 費					法 定 福 利 費	合 計	
	特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金	手 当	計			
補 正 後	損益勘定支弁職員	3		12,577			8,628	21,205	3,973	25,178
	資本勘定支弁職員	2		7,384			4,834	12,218	2,223	14,441
	合 計	5		19,961			13,462	33,423	6,196	39,619
補 正 前	損益勘定支弁職員	3		12,565			9,155	21,720	3,983	25,703
	資本勘定支弁職員	2		7,365			4,925	12,290	2,211	14,501
	合 計	5		19,930			14,080	34,010	6,194	40,204
比 較	損益勘定支弁職員			12			△ 527	△ 515	△ 10	△ 525
	資本勘定支弁職員			19			△ 91	△ 72	12	△ 60
	合 計			31			△ 618	△ 587	2	△ 585

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	894	590	208		800	432	4,024	3,810	2,704
	補正前	894	590	208		800	432	4,754	3,668	2,734
	比 較							△ 730	142	△ 30

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

	職員数		給 与 費					法 定 福 利 費	合 計	
	特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金	手 当	計			
補 正 後	損益勘定支弁職員	3		12,577			8,628	21,205	3,973	25,178
	資本勘定支弁職員	2		7,384			4,834	12,218	2,223	14,441
	合 計	5		19,961			13,462	33,423	6,196	39,619
補 正 前	損益勘定支弁職員	3		12,565			9,155	21,720	3,983	25,703
	資本勘定支弁職員	2		7,365			4,925	12,290	2,211	14,501
	合 計	5		19,930			14,080	34,010	6,194	40,204
比 較	損益勘定支弁職員			12			△ 527	△ 515	△ 10	△ 525
	資本勘定支弁職員			19			△ 91	△ 72	12	△ 60
	合 計			31			△ 618	△ 587	2	△ 585

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	894	590	208		800	432	4,024	3,810	2,704
	補正前	894	590	208		800	432	4,754	3,668	2,734
	比 較							△ 730	142	△ 30

イ. 会計年度任用職員

(単位:千円)

	職員数	給 与 費					法 定 福 利 費	合 計
		特別職 (人)	行政職 (人)	報酬	給料	賃 金		
補 正 後	損益勘定支弁職員							
	資本勘定支弁職員							
	合 計							
補 正 前	損益勘定支弁職員							
	資本勘定支弁職員							
	合 計							
比 較	損益勘定支弁職員							
	資本勘定支弁職員							
	合 計							

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後									
	補正前									
	比 較									

2. 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外)

(単位:千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	31	給与改定に伴う増減分	31 行政職	31 若年層を中心に200円～4,000円の引上げ 改定率 1級0.0%、2級0.7%、3級0.3%
		昇給に伴う増減分	行政職	
		その他の増減分	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況(会計年度任用職員以外) 現に在職する 職員数 計 補正後 5人 5人 補正前 5人 5人 増減 人 人 採用、退職の状況 採用 退職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職員手当	△ 618	制度改正に伴う増減分	142 期末手当 142 勤勉手当	
		その他の増減分	△ 760 扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 △ 730 勤勉手当 退職手当 △ 30	

3. 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位:円)

区 分		事 務 職	技 術 職
令和5年3月1日現在	平均給料月額	353,133	309,100
	平均給与月額	398,840	340,900
	平均年令	48歳 8月	38歳10月
令和4年12月1日現在	平均給料月額	347,633	305,650
	平均給与月額	394,903	337,450
	平均年令	48歳 5月	38歳 7月

イ. 初 任 給

(単位:円)

区 分	行政職	一般会計の制度	
		行政職	
高 校 卒	150,600	150,600	
大 学 卒	182,200	182,200	

ウ. 等級別職員数

区 分	行政職					
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年3月1日現在	7	()	()	7	()	()
	6	() 1	() 20.0%	6	()	()
	5	()	()	5	()	()
	4	() 2	() 40.0%	4	()	()
	3	() 1	() 20.0%	3	()	()
	2	() 1	() 20.0%	2	()	()
	1	()	()	1	()	()
	計	() 5	() 100.0%	計	()	()
令和4年12月1日現在	7	()	()	7	()	()
	6	() 1	() 20.0%	6	()	()
	5	()	()	5	()	()
	4	() 2	() 40.0%	4	()	()
	3	() 1	() 20.0%	3	()	()
	2	() 1	() 20.0%	2	()	()
	1	()	()	1	()	()
	計	() 5	() 100.0%	計	()	()

(級別の標準的な職務内容)

区 分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
行政職	主事補、技師補、主事、技師の職務	困難な職務を分掌する主事、技師の職務	主任、係長の職務	困難な職務を分掌する係長の職務、主査、主任主査の職務	困難な職務を分掌する主任主査の職務、課長補佐及び出先機関の長を補佐する職務、課長の職務	特に困難な職務を分掌する課長の職務、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長の職務	部長の職務

エ. 昇 給

区 分		合 計	代表的な職種			
補 正 後	職員数(A)(人)	5				
	昇給に係る職員数(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)				
		4号給(人)				
		6号給(人)				
		8号給(人)				
	号給(人)					
比 率(B)/(A) (%)						
特別昇給に係る職員数(人)						
補 正 前	職員数(A)(人)	5				
	昇給に係る職員数(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)				
		4号給(人)				
		6号給(人)				
		8号給(人)				
	号給(人)					
比 率(B)/(A) (%)						
特別昇給に係る職員数(人)						

オ. 特殊勤務手当

	全職種		
給料総額に対する比率(%)	0		
支給対象職員の比率(%)	0		
代表的な特殊勤務手当の名称			

カ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(<u>1.125</u>) 2.150	(<u>1.175</u>) 2.250	(<u>2.30</u>) 4.40	有	
補正前	(<u>1.125</u>) 2.150	(<u>1.125</u>) 2.150	(<u>2.25</u>) 4.30	有	
一般会計の制度	(<u>1.125</u>) 2.150	(<u>1.175</u>) 2.250	(<u>2.30</u>) 4.40	有	

()内は、再任用職員である。

キ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(2~20%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	同上	

ク. その他の手当

区 分	一般会計の制度との差異	差異の内容
扶養手当	一般会計の制度に同じ	
地域手当	〃	
住居手当	〃	
通勤手当	〃	

令和4年度 美浦村下水道事業会計補正予算明細書

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 事業収益			710,891	9,994	720,885
	2. 営業外収益		387,605	9,994	397,599
		2. 他会計補助金	53,727	21,691	75,418
		3. 補助金	23,110	△ 13,853	9,257
		4. 長期前受金戻入	299,575	2,156	301,731

節		説 明	
区 分	金 額		
他会計補助金	21,691	・公共下水道事業一般会計補助金(電気料金高騰分)	12,090
		・農業集落排水事業一般会計補助金(電気料金高騰分)	9,601
国庫補助金	△ 8,000	・社会資本整備総合交付金	△ 8,000
県補助金	△ 5,853	・接続支援事業費補助金	△ 5,853
受益者負担金及び 分担金戻入	185	・受益者負担金及び分担金戻入	185
国庫補助金戻入	1,960	・国庫補助金戻入	1,960
県補助金戻入	11	・県補助金戻入	11

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1.	事業費用		844,515	5,712	850,227
	1.	営業費用	762,319	2,369	764,688
		1. 管渠費(公共 下水道事業)	17,071	829	17,900
		2. 管渠費(農業 集落排水事業)	23,943	548	24,491
		3. 処理場費(公共 下水道事業)	120,589	6,722	127,311
		4. 処理場費(農業 集落排水事業)	71,764	4,401	76,165
		5. 業務費	28,963	△ 15,713	13,250
		6. 総係費	31,216	△ 575	30,641
		7. 減価償却費	468,771	6,157	474,928
	3.	特別損失	502	3,343	3,845
		3. その他特別損失	300	3,343	3,643

節		説 明
区 分	金 額	
動力費	130	・マンホールポンプ電気使用料 130
委託料	699	・マンホールポンプ清掃委託料 930 ・管渠情報システムデータ更新委託料 △ 231
動力費	78	・舟子地区マンホールポンプ電気使用料 30 ・安中大須賀津地区マンホールポンプ電気使用料 48
修繕費	470	・信太地区マンホール修繕費 570 ・安中・大須賀津地区管渠修繕費 △ 100
動力費	130	・電気使用料 130
委託料	6,700	・汚泥等処理委託料 6,700
賃借料	△ 108	・照明器具賃借料 △ 108
動力費	1,400	・信太地区電気使用料 600 ・安中大須賀津地区電気使用料 800
修繕費	1,461	・舟子地区処理施設修繕費 △ 100 ・信太地区処理施設修繕費 △ 100 ・安中大須賀津地区処理施設修繕費 1,661
委託料	1,540	・信太地区汚泥等処理委託料 340 ・安中大須賀津地区汚泥等処理委託料 1,200
手数料	△ 40	・金融機関窓口納付手数料 △ 40
補助金	△ 15,673	・下水道接続工事費補助金 △ 13,710 ・農業集落排水接続工事費補助金 △ 1,963
給料	12	・職員給料 12
手当	△ 527	・期末手当 △ 600 ・勤勉手当 93 ・退職手当負担金 △ 20
法定福利費	△ 10	・職員共済組合負担金 △ 10
修繕費	△ 50	・修繕費 △ 50
構築物減価償却費	5,539	・構築物減価償却費 5,539
機械及び装置減価償却費	618	・機械及び装置減価償却費 618
その他特別損失	3,343	・その他特別損失 3,343

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 資本的収入			1,154,808	△ 106,310	1,048,498
	1. 企業債		473,700	△ 24,800	448,900
		1. 企業債	473,700	△ 24,800	448,900
	3. 補助金		668,499	△ 81,510	586,989
1. 補助金		668,499	△ 81,510	586,989	

節		区 分	金 額	説 明
		企業債	△ 24,800	・企業債 △ 24,800
		国庫補助金	△ 82,110	・社会資本整備総合交付金 △ 82,110
		県補助金	600	・下水道整備支援事業費補助金 600

資本的収入及び支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1.	資本的支出		1,247,936	△ 128,288	1,119,648
	1.	建設改良費	973,591	△ 128,288	845,303
		1. 管渠建設改良費 (公共下水道事業)	248,856	△ 42,831	206,025
		3. 処理場建設改良費 (公共下水道事業)	724,732	△ 85,457	639,275

節		区 分	金 額	説 明
給料	19		19	・職員給料
手当	149		△ 130	・期末手当
			49	・勤勉手当
			240	・児童手当
			△ 10	・退職手当負担金
法定福利費	12		12	・職員共済組合負担金
委託料	△ 2,308		△ 133	・マンホールポンプ調査委託料(補助)
			△ 1,199	・ベストプラン策定業務委託料(補助)
			△ 976	・ストックマネジメント調査設計委託料(補助)
賃借料	40		40	・土木設計積算システム利用料
工事請負費	△ 40,743		△ 29,843	・管渠布設工事(単独)
			2,300	・公共樹設置工事(単独)
			△ 13,200	・マンホールポンプ設置工事(補助)
委託料	△ 85,457		△ 83,400	・水処理センター施設増設工事委託(補助)
			△ 858	・水処理センター施設更新資材価格調査業務(単独)
			△ 1,199	・水処理センター施設更新実施設計業務(補助)